

官報
號外

平成二十六年六月十三日

○第一百八十六回
國會衆議院會議錄 第三十二號

平成二十六年六月十三日(金曜日)

議事日程 第二十五号

平成二十六年六月十三日

ム街一時開講

曰辟及び脱税の防止のための日本国と

ア

卷之三

卷之三

スウ

議室

件

第三所街

3

四

改正

求
均

第四回

卷之三

井參議院の開設とその意義

送付

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

宜仁親王殿下薨去につき弔詞奉呈の報告所得に対する租税に關する二件アラブ首長國連邦との間の條約の締結について承認を求めるの件外三件

○議長(伊吹文明君) 午後一時二分開議 あります。

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

大勲位宣仁親王殿下には、去る八日薨去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

本院の弔詞は、昨十二日三笠宮邸において議長から奉呈をいたしました。これを朗読いたします。

〔總員起立〕

大勲位宣仁親王殿下には、にわかに薨去されました。まことに痛惜哀悼の念にたえません。

衆議院はここに謹んで弔意を表します。

日程第一 所得に対する租税に関する一重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第三 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一、所得

日程第三 所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第四 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日程第五 学校図書館法の一部を改正する法律案(笠浩史君外六名提出)

日程第六 サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提出)

日程第七 建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

日程第八 内水面漁業の振興に関する法律案(農林水産委員長提出)

日程第九 行政書士法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

日程第十 国会法の一部を改正する法律案(大島敦君外四名提出)

日程第十一 国会法等の一部を改正する法律案(町村信孝君外二名提出)

日程第十二 衆議院規則の一部を改正する規則案(町村信孝君外二名提出)

日程第十三 衆議院情報監視審査会規程案(町村信孝君外二名提出)

○第一百八十六回
国 会 会 会衆議院会議録 第三十二号

官報 号外 平成二十六年六月十三日(金曜日)

に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件、日程第二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第三、所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、日程第四、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件、以上四件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長鈴木俊一君。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました四件につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、日・アラブ首長国連邦租税条約は、平成二十五年五月二日にドバイにおいて署名されたもので、國際的な二重課税の回避を図り、経済交流を促進するため、我が国とオマーンとの間で課税権を促進するため、我が国とアラブ首長国連邦との間で課税権を調整するとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地國課税の限度税率等を定めることを促進するため、税務当局間の租税に関する情報交換について規定するものであります。

次に、日・スウェーデン租税条約改正議定書は、平成二十五年十二月五日にストックホルムにおいて署名されたもので、現行の租税条約の内容を改め、我が国とスウェーデンとの間の投資交流のさらなる促進を図るために、配当、利子及び使用料に対する源泉地國における限度税率をさらに引き下げるとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続に関する規定を設けるほか、脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、税務当局間の徵收共助の対象を滞納租税債権一般に拡大すること等を定めるものであります。

次に、日英租税条約改正議定書は、平成二十五年十二月十七日にロンドンにおいて署名されたもので、現行の租税条約の内容を改め、我が国と英

国との間の投資交流のさらなる促進を図るために、配当及び利子に対する源泉地國における限度税率をさらに引き下げるとともに、外国法人などの支店等に帰属する事業利得について、本支店間の内規定や、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続による規定等を設けるほか、脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処するため、税務当局間の徵收共助に関する規定等を設けるものであります。

最後に、日・オマーン租税協定は、平成二十六

〔小渕優子君登壇〕

一

年一月九日にマスカットにおいて署名されたもので、國際的な二重課税の回避を図り、経済交流を促進するため、我が国とオマーンとの間で課税権を調整するとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地國課税の限度税率等を定めるほか、脱税及び租税回避行為を防止するため、税務当局間の租税に関する情報交換について規定するものであります。

以上四件は、参議院先議に係るもので、去る六月四日外務委員会に付託され、六日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行ない、質疑終局後、採決を行つた結果、いずれも賛成多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

一

○議長(伊吹文明君) それでは、四件を一括して採決をいたします。

四件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多數。したがつて、四件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

一

次いで、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、原案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

次いで、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもつて否決され、原案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に付し附帯決議が付されたことを申しあげます。

一

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

一

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第五に移ります。学校図書館法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長小淵優子君。

〔本号末尾に掲載〕

○小渕優子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

本案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他必要な措置を講ずるよう努力義務を定めるものであります。

本案は、六月十日本委員会に付託され、翌一日、笠浩史君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

本案は、六月十日本委員会に付託され、翌一日、笠浩史君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行いました。

一

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔本号末尾に掲載〕

施策を講じ、指定養殖業の許可及び届け出養殖業の届け出の制度を創設しようとするものであります。

本案は、去る十一日 農林水産委員会において、全会一致をもつて委員会提出の法律案とすることに決したものであります。
なお、本委員会におきまして、内水面漁業の振興に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。
本案を可決するに御異議はございませんか。

○議長(伊吹文明君) 「〔異議なし」と呼ぶ者あり」 御異議なしと認めます。したがつて、本案は可決をいたしました。

○議長(伊吹文明君) 次の日程第九も、委員長提

出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はありませんか。

日程第九 行政書士法の一部を改正する法律 案 総務委員長提出

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第九、行政書士法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。
総務委員長高木
陽介君。

行政書士法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔高木陽介君登壇〕

高木陽介君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申上げます。

本案は、行政に関する手続の円滑な実施及び国の利便向上の要請への的確な対応を図るため、本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した特定行政書士は、行政書士が作成した官公署に提出する書類係る許認可等に関する審査請求、異議申し立て、再審査請求等行政庁に対する不服申し立ての手続きについて代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること業としていることであることを業とするほか、特定行政書士の付記による規定その他所要の規定を整備しようとするものであります。

本案は、昨十二日、総務委員会におきまして、会一致をもつて委員会提出の法律案として可決したものであります。

議長（伊吹文明君）　それでは、採決をいたしました。

議長（伊吹文明君）　それでは、採決をいたしました。

（大島敦君外四名提出）

日程第十一　国会法等の一部を改正する法律案（町村信孝君外二名提出）

日程第十二　衆議院規則の一部を改正する規則案（町村信孝君外二名提出）

日程第十三　衆議院情報監視審査会規程案（町村信孝君外二名提出）

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第十、大島敦君外四名提出、国会法の一部を改正する法律案、日程第十一、町村信孝君外二名提出、国会法等の一部を改正する法律案、日程第十二、衆議院規則の一部を改正する規則案、日程第十三、衆議院情報監視審査会規程案、右四案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。議院運営委員長逢沢一郎君。

〔本号末尾に掲載〕

衆議院情報監視審査会規程案及び同報告書
〔逢沢一郎君登壇〕

○逢沢一郎君 ただいま議題となりました各案につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

まず、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法律案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするものであります。

次に、大島敦君外四名提出の国会法の一部を改正する法律案は、各議院または各議院の委員会から、審査または調査のため、内閣または官公署に対し必要な報告等を求めたときにおける、内閣等の応諾義務について定めようとするものであります。

次に、町村信孝君外二名提出の衆議院規則の一部を改正する規則案は、議院または委員会に提出され、保管されている特定秘密の閲覧手続を定めるとともに、議員が議院または委員会で秘密を要す。

すると議決されたもの及び議院または委員会に提出された特定秘密を漏らした場合の取り扱いを明確化しようとするものであります。

次に、町村信孝君外二名提出の衆議院情報監視審査会規程案は、衆議院に設置される情報監視審査会について、その議事、保護措置等を定めようとするものであります。

各案は、去る六月十日にそれぞれ本委員会に付託され、同日提出者中谷元君及び大島敦君からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、翌十一日に質疑に入り、十二日には、参考人から意見聴取を行ひ、さらに森國務大臣の出席を求め慎重審議を行い、同日質疑を終局いたしました。

質疑終局後、自由民主党、公明党、みんなの党の三派共同提案により、町村信孝君外二名提出の規則案及び規程案に対し修正案が提出され、趣旨の説明を聴取いたしました。

次いで、各案及び両修正案を一括して討論を行ひ、順次採決を行つた結果、まず、大島敦君外四名提出の国会法の一部を改正する法律案については、賛成少数をもつて否決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の国会法等の一部を改正する法律案については、賛成多数をもつて原案とのおり可決すべきものと決しました。次に、町村信孝君外二名提出の衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案の修正案及び修正部分を除く原案については、賛成多数をもつていざれも修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊吹文明君）　ただいま議院運営委員長より報告のありました四案につき討論の通告がありますので、順次これを行います。まず、泉健太君。

○泉健太君　民主党の泉健太です。

したことに、謹んで哀悼の意を申し上げます。私は、民主党を代表して、民主党、日本維新的会及び結いの党提出の国会法の一部を改正する法律案に對して賛成の立場から、自民党及び公明党提出の国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び修正案並びに衆議院情報監視審査会規程案及び修正案に対し反対の立場から討論を行います。(拍手)

民主党は、政府が保有する全ての情報は、主権者たる国民のためのものであり、政府による秘密情報の保護と国民の知る権利を守ることとのバランスが大切であるとの基本的な立場から、これまで取り組んできました。

政府の秘密保護法制が強化されていくのであれば、同時に、国民の知る権利を守る観点からの制度の充実が不可欠であるとして、昨年の臨時国会に、情報公開を充実するための情報公開法改正案、秘密情報を含む公文書の管理、公開等について整備する公文書管理法改正案を提出し、今通常国会でも継続審議となつております。

そして、国会としても、必要とする秘密情報については、最終的には国会の判断で取得できるようになる必要がありますとの観点から、そのための基本的な条件を整備するために、国会法第百四条に関する改正案を提出いたしました。

現在の国会法第百四条では、最終的に、国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明があつた場合には、政府は国会に情報を提供する必要はなく、国会にはその真偽を確認する手だてもありません。すなわち、国会に情報を提供するか否かの最終的な判断は政府にあるということで、政府の都合や意図で国会への情報提供を幾らでもコントロールできることになります。

そして、今回、与党の情報監視審査会を設置する国会法改正案は、あくまで現在の国会法第百四条の枠組みを維持するものです。国会は政府の判断に従わざるを得ず、政府の判断で国会への特定秘密の提供を拒否できることであれば、与党案の情

報監視審査会も、その役割と機能を十分に果たせないばかりか、政府の判断を追認する機関となってしまう懸念もあります。

また、与党案の情報監視審査会は、特定秘密のみを扱い、他の政府秘密を対象としない、この点も問題です。

各委員会や情報監視審査会の委員が政府に提供を求めた情報が特定秘密でなかつた場合、秘密情報は国会に提出されない可能性があり、十分に監視することも困難となります。

これに対して、民主党、日本維新的会及び結いの党提出の国会法改正案は、その対象は特定秘密に限られています。政府は、国会が審査または調査のために必要とする秘密情報については、原則、国会の求めに応じて提供するものとしています。そして最終的には、国会側の判断で政府に秘密情報を提供するようになります。すると、その前提にもなるものであり、与党案の情報監視審査会がその機能を十分に發揮するための前提にもなるものになります。

以上申し述べた理由に基づき、民主党、日本維新的会及び結いの党提出の国会法改正案に賛成、自民党及び公明党提出の三案及び関連の二修正案の全てに反対する次第であります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 日本共産党を代表して、自民、公明提出の国会法改正案、三党提出法案に、反対の立場から討論を行います。(拍手)

戦後初めて国会に秘密会を常設するという極めて重大な法案を、自民、公明両党が会期末になつて提出し、わずか七時間で質疑を打ち切り、強引に採決をしました。議会制民主主義を踏みにじるやり方に、厳しく抗議をするものであります。

本法案は、昨年末、広範な国民の反対を押し切り、安倍政権が成立を強行した秘密保護法を前提にしたものであります。

野党案の国会法第百四条の二を前提としない限り、与党案の情報監視審査会が十分に機能できることは、余りにバランスに欠けていると言わざるを得ません。

秘密情報をめぐる立法府と行政府との関係において、国会における監視機関のみを先行させることは、余りにバランスに欠けていると言わざるを得ません。

野党案の国会法第百四条の二を前提としない限り、与党案の情報監視審査会が十分に機能できず、形ばかりとなるおそれもあり、与党の国会法改正案に賛成するのは困難です。

次に、衆議院規則の一部を改正する規則案については、国会議員の懲罰を新たに可能にするものですが、そもそも閣法である特定秘密保護法によ

り国会議員を刑罰の対象とすることは、三権分立の觀点からも大変な問題であると考えております。

国会において懲罰を自律的に決定することに伴い、少なくとも閣法である特定秘密保護法の罰則の適用対象から除外すべきではないかと考えております。

本規則案には反対いたします。

また、情報監視審査会規程案については、秘密情報を扱い、他の政府秘密を対象としない、この点も問題です。

各委員会や情報監視審査会の委員が政府に提供を求めた情報が特定秘密でなかつた場合、秘密情報は国会に提出されない可能性があり、十分に監視することも困難となります。

これに対して、民主党、日本維新的会及び結いの党提出の国会法改正案は、その対象は特定秘密に限られています。政府は、国会が審査または調査のために必要とする秘密情報については、原則、国会の求めに応じて提供するものとしています。そして最終的には、国会側の判断で政府に秘密情報を提供するようになります。すると、その前提にもなるものであり、与党案の情報監視審査会がその機能を十分に發揮するための前提にもなるものになります。

以上申し述べた理由に基づき、民主党、日本維新的会及び結いの党提出の国会法改正案に賛成、自民党及び公明党提出の三案及び関連の二修正案の全てに反対する次第であります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、佐々木憲昭君。

(佐々木憲昭君登壇)

○佐々木憲昭君 日本共産党を代表して、自民、公明提出の国会法改正案、三党提出法案に、反対の立場から討論を行います。(拍手)

戦後初めて国会に秘密会を常設するという極めて重大な法案を、自民、公明両党が会期末になつて提出し、わずか七時間で質疑を打ち切り、強引に採決をしました。議会制民主主義を踏みにじるやり方に、厳しく抗議をするものであります。

本法案は、昨年末、広範な国民の反対を押し切り、安倍政権が成立を強行した秘密保護法を前提にしたものであります。

秘密保護法を前提にし、政府、行政の行為を国会の上に置いたのでは、国会は、その憲法上の役割を果たすことはできません。議会が議会でなく国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、國權の最高機関であります。

憲法は、国会に国政調査権を保障し、公開原則、議員の発言権保障を明記しております。

国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、國權の最高機関であります。

憲法は、国会に国政調査権を保障し、公開原則、議員の発言権保障を明記しております。

国会の第一の任務は、政府を監視することです。国政調査権行使し、日米安保の秘密を認め、政治、行政の実態を国民に明らかにすることできません。

国会は、主権者国民を代表する唯一の立法機関であり、國權の最高機関であります。

憲法は、国会に国政調査権を保障し、公開原則、議員の発言権保障を明記しております。

国会の上に置いたのでは、国会は、その憲法上の役割を果たすことはできません。議会が議会でなく国会を政府の秘密保全体制に組み込む法案を強行することは、断じて許されません。

以上で反対討論を終わります。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 次に、小宮山泰子君。

○小宮山泰子君 私は、生活の党を代表して、ま

ず、自民党、公明党提出の国会法等の一部を改正する法律案、衆議院規則の一部を改正する規則案及び衆議院情報監視審査会規程案、原案及び修正案に反対の立場から討論を行います。(拍手)

これらは、昨年十二月に、拙速な議論経過のもと、強行な採決に至った特定秘密保護法の附則に基づいて、与党より提出されたものであります。

私たち生活の党は、外交上あるいは安全保障上公開することができない秘密とすべき情報があり、その秘密保護のあり方についてしっかりと仕組みを整えておくことは必要だと考えております。

本来、そのための仕組みについては、国家公務員法の改正などで十分対応可能なものと考えていましたが、昨年暮れに成立となつた特定秘密保護法は、国民主権のもとでの民主主義、基本的人権の尊重といった日本国憲法の基本的な原則に抵触しかねない内容が含まれたものであり、また、どういった場合に刑罰が処されることとなるのか明確でない、罪刑法定主義に照らして大きな問題がある、法の体をしていないものであります。

秘密保護のために本当に必要な仕組みとそのための法制度についてさらに十分な議論を行い、根本的につくり直すことも必要だと考えております。

国民主権の立場に立てば、本来、政府が扱う情報も、また国会が扱う情報も、国民のものであります。

保護すべき情報を定めて、情報漏えいとなつた場合の罰則を規定するという議論や法制を行うのであれば、同時に、あるいは優先して、いかに情報を開示していくのか、いつまで秘密とするのかといった公開の仕組みを整備するべきです。参考人質疑の中でも、秘密指定を最小限に抑えることに注力すべきであると指摘されました。情報提供するか否かの判断が最終的に政府機関に委ねられる制度のもとでは、本来秘密とすべき情報に限られることなく、過剰な秘密指定や非公

開を招き、恣意的運用を生じる可能性を否定できません。

与党提出の法案は、多くの問題を抱える特定秘密保護法を前提として、会期末に慌ただしく提出されました。こうした前提、提出、審議の持たれ

方を含めて、これら法案等に賛同することはできません。

なお、民主党、日本維新の会、結いの党提出の国会法の一部を改正する法律案については、国会の国政調査権を尊重し、政府からの情報提出を求める機能の面から、望ましい内容と考え、賛成でありますことを述べ、私の討論といたします。(拍手)

○議長(伊吹文明君) 以上をもつて討論は終結といたします。

○議長(伊吹文明君) それでは、採決を行いま

(議長の報告)

一、去る十日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に鈴木健太君、市川玲子君及び常岡孝好君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、中央更生保護審査会委員長に安倍嘉人君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、労働保険審査会委員に神尾真知子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、土地鑑定委員会委員に森田修君、清常智之君、井出多加子君、亀島祝子君、小津稚加子君、若崎周君及び河合芳樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、運輸安全委員会委員に庄司邦昭君、小須田敏君及び根本美奈君を任命す

ることに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十日、本院は、原子力規制委員会委員に田中知君及び石渡明君を任命することに同意し

た旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る十一日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

一、去る十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

一、去る十日、内閣から次の報告書を受け講じた措置に関する報告

一、去る十日、内閣から次の報告書を受け講

官報(号外)

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号 議長の報告

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

青山

周平君

秋葉

賢也君

勝俣

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

隆君

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

隆君

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

正仁君

謙介君

吉田

遠山

浦野

吉田

原口

小川

湯川

盛山

宮下

小島

秋本

遠藤

若井

輿水

大島

後藤

川田

福山

若井

勝俣

賢也君

孝明君

守君

敦君

祐一君

康彦君

敬君

雅一君

真利君

惠一君

一郎君

官 報 (号 外)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山内康一君提出独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問に対する答弁書

内閣衆質一八六第一八八号
平成二十六年六月十日

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問に対する答弁書

平成二十六年五月三十日提出
質問第一八八号
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問主意書
提出者 山内 康一

二 ライナス社は破綻する可能性があると認識しているか。もしそうならば、いつごろ、どのような理由でそう認識するに至ったか。
三 政府としては、ライナス社に対する出資、融資をどう評価しているか。

内閣衆質一八六第一八八号
平成二十六年六月十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員山内康一君提出独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山内康一君提出独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の出資、融資に関する質問に対する答弁書

及び二について

御指摘の「ライナス社の財務状況」等について

は、民間企業の経営に関する件であり、お答えすることは差し控えたい。

について

政府としては、レアース等の安定供給の確保を推進するため、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成二十二年十月八日閣議決定)において、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構を通じて鉱山等の開発や権益の確保等に取り組むこととしたものであり、御指摘の「ライナス社に対する出資、融資については、オーストラリアにおけるレアースの供給源を新たに確保することを通じ、レアースの供給源を多角化し、我が国のレアースの安定供給の確保に資するものと評価している。

平成二十六年六月二日提出

質問 第一八九号

国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問主意書

二〇一一年三月十一日に発生した東日本大震災

を受け、復興財源を捻出するための一環として衆参両院議員の歳費を二割削減する措置が講じられたが、右は本年四月をもつて終了となつた。右と「政府答弁書」(内閣衆賛一八六第一六八号)並びに過去の一連の答弁書を踏まえ、質問する。

一 東日本大震災の復興のためという目的で始められた国会議員の歳費カットは、初期の目的を達成したか否か、復興に責任を負う安倍晋三内閣としての率直な見解を問うたが、過去の答弁書では何の答弁もなされておらず、「政府答弁書」でも「先の答弁書(平成二十六年四月三十日内閣衆質一八六第一五八号)一から三までについてお答えしたとおりである」とされているだけである。この答弁を起草・起案した者並びに承認の決裁に署名した者の官職並びに氏名

内閣衆質一八六第一八九
平成二十六年六月十日

衆議院議長 伊吹 文明殿 内閣総理大臣 安倍 晋三 衆議院議員鈴木貴子君提出国会議員の歳費のあり方等に対する安倍晋三内閣の答弁ぶりに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

を受け、復興財源を捻出するための一環として衆議院議員の歳費を二割削減する措置が講じられたが、右は本年四月をもつて終了となつた。右と「政府答弁書」(内閣衆質一八六第一六八号)並びに過去の一連の答弁書を踏まえ、質問する。

一 東日本大震災の復興のためという目的で始められた国会議員の歳費カットは、初期の目的を達成したか否か、復興に責任を負う安倍晋三内閣としての率直な見解を問うたが、過去の答弁書では何の答弁もなされておらず、「政府答弁書」でも「先の答弁書(平成二十六年四月三十日)内閣衆質一八六第一五八号)一から三までについてでお答えしたとおりである」とされているだけである。この答弁を起草・起案した者並びに承認の決裁に署名した者の官職並びに氏名を全て明らかにされたい。復興に責任を負う政府、安倍内閣として、右のような無責任な答弁を繰り返す理由は何か明らかにされたい。

二 本年五月十五日、政府の有識者会議「安全互尊の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書が提出されたことを受け、安倍晋三内閣総理大臣は自民党の石破茂幹事長に対し、集団的自衛権の行使容認に関して検討するよう指示をしている。右の集団的自衛権に対する姿勢と同様に、安倍内閣として、本年四月で打ち切りとなつた国會議員の歳費二割カットの継続はじめ、国會議員の歳費はじめ特権的待遇の是正や、議員定数の削減についても実現に向けて議論を進めるよう与党に指示を出すべきではないのかとの問い合わせに対して、「政府答弁書」(「お尋ねの『指示』については、政党的な代表者としての行為に関するものであり、政府としてお答えする立場がない。」との答弁がなされていいる。右の答弁を起草・起案した者並びに承認の決裁をした者の官職並びに氏名を全て明らかにされたい。

衆議院議員鈴木貢子君提出国会議員の歳費あり方等に対する安倍晋三内閣の答弁並りに関する質問に対する答弁書

議院内閣制を旨とする我が国においては、与黨

議院内閣制を旨とする我が国においては、与党が政府をつくるつており、いわば与党と政府は一体である。内閣総理大臣の行為が政党の代表として片づけられ、それに関する説明を一切避けられるというのは許されない。集団的自衛権について与党に指示し、歳費並びに特權的待遇の見直

三及び四について

お尋ねの「指示」については、先の答弁書一から五までについてでお答えしたとおりである。

平成二十六年六月二日提出

質問 第一九〇号

TPP交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

書

TPP交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問主意書

環太平洋パートナーシップ協定交渉に関する業界団体の見解の逐一についてコメントすること

は差し控えたい。

三及び四について

米国政府との交渉の具体的な内容についてコメントすることは差し控えるが、政府としては、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める

本年五月二十九日付朝日新聞夕刊記事に、「日本抜きでのTPP妥結」、米農業関連5団体との見出し記事が掲載されている。右によると、全米豚生産者協議会等の米国の農業関連5団体が同月二十八日、我が国が大幅な市場開放に応じないならば、我が国抜きでTPP交渉の妥結を求めるとの旨の声明（以下、「声明」とする。）を出しているとのことである。右を踏まえ、質問する。

一 政府として、「声明」を承知しているか。

二 「声明」に対する政府の見解如何。

三 「声明」に関して、米国政府より何らかの説明はなされているか。

四 米国内で「声明」のような考え方があるのなら、我が国としては無理な譲歩を続けてまでTPP交渉の妥結を急ぐではなく、むしろ「声明」の意向を受けて立ち、TPP交渉から離脱することを宣言するべきではないのか。

右質問する。

内閣衆質一八六第一九〇号

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣

安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に関する米国内の各種団体の声明等に対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「声明」については承知しているが、

環太平洋パートナーシップ協定交渉に関する業界団体の見解の逐一についてコメントすること

は差し控えたい。

三及び四について

米国政府との交渉の具体的な内容についてコメントすることは差し控えるが、政府としては、

守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める

ことにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっているところである。

我が国側が仮訳を行ったというは事実かといふ問い合わせに対し、「前々回答弁書」では「米国との交渉の結果、英語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものである」とされている。右を受け、前回質問主意書で、「共同声明」以外に、過去に米国との間で発表された各種文書において、英語のみで策定され、我が国側が仮訳をしたものはあるかと問うたところ、「前回答弁書」では「存在する」との答弁がなされている。過去に米国との間で発表された各種文書において、英語のみで策定され、我が国側が仮訳をしたものの全ての名称を挙げられたい。

三 二の文書に関し、なぜ日英両言語ではなく英語のみで作成され、我が国側が仮訳を行ったのか、それぞれの理由を全て明らかにされたい。

四 「共同声明」について、なぜ日英両言語による作成をしないという結果に至つたのか、その理由を前回質問主意書で問うたが、「前回答弁書」では「米国との関係もあり、差し控えたい。」とされている。外交は国民の理解、支持があつて初めて行えるものであるところ、眞実を隠すのではなく、「共同声明」が日本語での作成がなせなかつたのか、理由を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一八六第一九一號

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣

安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿
衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十一日に発表された日米共同声明に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出二〇一四年四月二十五日に発表された日米共同声明に関する第三回質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「過去に米国との間で発表された各種文書」の範囲が必ずしも明らかではなく、また、お尋ねのような事項について網羅的にお答えすることは困難であるが、過去十年間に、日本国と米国との間で、両首脳の名を記載して発表され、その名称の中に「共同声明」という語が含まれている文書のうち、英語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものとしては、平成十九年のエネルギー安全保障、クリーン開発及び気候変動に関する日米共同声明及び平成二十六年の世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明があり、これらはいずれも米国との交渉の結果、英語で作成され、我が国側が仮訳を作成したものである。

二及び三について

お尋ねについては、いずれも相手国との交渉の結果、日本語及びロシア語又は日本語及び中国語で作成されたものである。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十六年五月三十日内閣衆質一八六第一七四号）四についてでお答えしたとおりである。

平成二十六年六月二日提出

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問主意書

平成二十六年六月十日

内閣総理大臣

辻元 清美

福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問主意書
汚染水問題の早急な完全解決は、日本の政府と国民が世界に負つた責務である。

官 報 (号 外)

原子力災害対策本部は、平成二十五年九月三日、「東京電力（株）福島第一原子力発電所における汚染水問題に関する基本方針」のなかで、「廃炉・汚染水対策は、国が前面に出で、適切に進展するよう工事の内容と進捗の確認を行う。その際、汚染水処理対策委員会などにおける専門的知識を活用して、潜在的なリスクを洗い出し、不規則に具体的な予防対応や緊急対応のあり方について検討する。各対策の実施時期については、作業工程の精査や、技術の応用・転用等、あらゆる方策を検討し、可能な限り、前倒しを図る。」として、「技術的難易度が高く、国が前面にたつて取り組む必要があるものについて、財政措置を進めていくこととし、凍土方式の陸側遮水壁の構築及びより高性能な多核種除去装置の実現について、事業費全体を国が措置する。まずは予備費を活用して、事業開始を促す」と述べて、「汚染源である高濃度汚染水（注：建屋内に存在する燃料デブリ）を冷却した水・同本部平成二十五年十二月二十日の追加対策）に新たな地下水が混ざつて汚染水が増えるという事態を避けるため、（略）原子炉建屋の周りを囲む凍土方式の陸側遮水壁を設置し、（平成二十六年度中を目途に運用開始）し、「建屋地下内に滞留する汚染水を完全に除去（ドライアップ）するため、建屋の止水（注：地下水が流入する建屋の隙間等を塞ぐこと等）の対策を実施する」としている。

遮水壁へと入れ替えを行うことも検討すべき」(同三十五ページ)との箇所を引用し、「ファイージビリティスタディもしっかりとやっていき、効果が現れない場合には、粘土方式でどこかで切り替える」(茂木経産大臣発言)、「凍土壁が、リスクが高いと判明したときは、凍土壁を内側にして取り巻く「第二壁」を」やりませんとは言つていません」と答弁している。

原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会において、東京電力は、凍土遮水壁の事業期間は「建屋内止水処理が完了する約七年後までとし、建屋内止水処理の完了後は、速やかに凍土を解凍する」(平成二十六年三月三十一日第十九回資料(凍土方式遮水壁の概要について(参考資料))とされている。これに対し、更田原子力規制委員会委員が、第二十一回検討会(平成二十六年五月一日)に、「止水が、いつまで経つてもできなかつたら、その時は何らかの撤退を考えるとそういう意味ですか」との質問に、松本純東京電力原子力立地本部福島第一対策部長は、「指摘のとおりであります」と答弁した。

そこで、凍土壁の解凍要件、撤退要件について、以下のとおり質問する。

一 経済産業省は、凍土壁は、仮設構造物であるとの認識を有しているか。

二 第二十一回原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会(平成二十六年五月一日)において、更田原子力規制委員会委員は、「凍土方式は、恒久的対策ではなく、ある一定期間遮水するという性質のものであること」と指摘している。このように、凍土壁は仮設のものであるから、仮に凍土壁が完璧に機能したとしても、いつかは解凍される性質のものであり、解凍されるまでの間に、別途、恒久的遮水工事が完了していなければならぬ。東京電力は、同検討会で、「凍土壁の完了要件は、建屋内の止水で

三 「凍土壁の完了要件は、建屋内の止水である」と答弁している。「凍土壁の完了要件は、ある」と答弁している。「凍土壁の完了要件は、建屋内の止水である」という点について、経済産業大臣の認識も同一か。

四 第十九回原子力規制委員会特定原子力施設監視・評価検討会平成二十六年三月三十一日の資料5-1「凍土方式遮水壁の概要について」七頁の全体スケジュールにおいて、平成二十七年四月過ぎから平成三十二年度までの間、「維持」という記述があるが、「ここで「維持」とは具体的にどのような作業を指しているのか。そこには、「汚染水の完全な除去(ドライアップ)」や「建屋内の止水」等は含まれているのか。それとも、「汚染水の完全な除去(ドライアップ)」や「建屋内の止水」等は別スケジュールで管理されるのか。そうであれば、その詳細を示されたい。

五 平成二十五年九月三十日の経済産業委員会において、茂木経済産業大臣は、平成二十五年五月三十日に提出された汚染水処理検討委員会報告書の「約七年間で建屋内止水を完了させる」との部分を引用して答弁しているが、約七年間で「建屋内の止水」を終えることができるとした根拠は何か。更田委員も、前記第十九回及び第二十一回検討会で、「極めて困難と予想される」と指摘している。政府の機関・委員会で、平成二十五年九月三十日までに、「建屋内の止水の方策およびその困難性について、具体的に検討していたのか。検討していたのであれば、どの機関・委員会で、いつ、どのように、検討された

六 のか、具体的に回答されたい。

七 「建屋内の止水」の方策について、経済産業省が民間に委託して検討している事実はあるか。あるとすれば、委託契約時、委託先、委託事項、委託金額を明らかにされたい。

1 「建屋内の止水」のために必要な工程・作業、その困難性について

2 経済産業省は、現時点において、「建屋内の止水」のために必要な工程・作業、その困難性について、どのように認識しているのか、具体的に回答されたい。

3 損傷した原子炉圧力容器、一次格納容器、二次格納容器(原子炉建屋)は数百台所にとどまらない穴が開き、水漏れ状態が続いていると考えられる。これらの状態を政府は把握しているのか。

4 タービン建屋、廃棄物処理建屋、原子炉建屋内部には、突起と凹みだらけの数十の小部屋、大部屋があり、壁面と床面、配管まわりにはひび割れや穴が多数存し、かつ、著しく高い密度の放射性物質を含んだヘドロ等が付着していると想定される。これらの状態を政府は把握しているのか。

5 「建屋内の止水」については、作業現場の放射線レベルが極めて高い。政府は、人的作業での止水工事は可能という認識か。人的作業が不可能であれば、ロボット化を検討している。

るのか。検討しているのであれば、どの機関・委員会で、いつ、どのように、検討されたのか、具体的に回答されたい。

八 もし、建屋内の止水が完了していなければ、たとえドライアップを完了していなくても、

凍土壁を解凍すればまた建屋内に地下水が入ることになり、何の解決にもならない。したがって、止水が完了できていないまま凍土壁を解凍するには、凍土壁に代わる、恒久的な遮水壁が設置されている必要があると考えるが、経済産業省の認識を示されたい。

九 凍土壁設置後、いかなる状態をもつて、「止

水が完了した」と評価するのか、経済産業省の認識を回答されたい。

一〇 平成二十五年五月三十日の汚染水処理対策委員会報告における「格納容器の補修が完了し、建屋内の汚染水が完全に取り除かれ、建屋内の除染が完了した」状態と、「建屋の止水」が完了された状態とは同じことを指すのか。

一一 前記資料「凍土方式遮水壁の概要について」では、平成二十七年度から平成三十二年度までの六年間を維持期間としているが、止水が完了しない場合、いつまでこれを延長することを想定しているのか、回答されたい。

一二 茂木経産大臣発言における「効果が現れない場合」とは、どのような状態を想定しているのか。また、「効果が現れない」という判断は、だれが、どのように、どのような基準で行うのか。

一三 凍土壁からの撤退判断は、政府が行うのか、あるいは、東京電力が行うのか、回答されたい。右質問する。

内閣衆質一八六第一九二号

平成二十六年六月十日

衆議院議長 伊吹 文明殿 安倍 晋三

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員辻元清美君提出福島第一原子力発電所における「凍土壁」の解凍要件及び撤退要件に関する質問に対する答弁書

一、二、四、八、九及び一〇から一三までについて

御指摘の「仮設構造物」の定義が必ずしも明らかではないが、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）におけるい

わゆる汚染水への対応に関し、凍土方式の陸側遮水壁（以下「凍土壁」という。）については、東京電力福島第一原子力発電所廃炉対策推進会議

（当時）（以下「廃炉対策推進会議」という。）の下に設置された汚染水処理対策委員会が平成二十

五年五月三十日に取りまとめた「地下水の流入抑制のための対策」（以下「委員会報告書」とい

う。）において、「設置後も長期間にわたって安

全面を含めた万全な現場体制による維持・管理を

続けていくことが必要」としており、政府とし

ては、原子炉建屋等の隙間等を塞ぐこと（以下

「建屋の止水」という。）等の凍土壁以外の対策に

より、原子炉建屋等への地下水の流入（以下「建

屋への流入」という。）が防止され、凍土壁が不

要であると認められるまでの間、地中の凍結管

に冷媒を循環させることにより、凍土壁を維持

することとしている。このため、建屋への流入

が予想される状況において凍土壁を解凍するこ

とは考えておらず、また、土が十分に凍結しな

い場合や地下水流入が抑制されない場合等、凍

土壁の効果が現れないと認められる場合に備

え、雨水の浸透を防止するために発電所の敷地

内を舗装する等、重層的な対策を講ずることと

してあるが、必要に応じ、政府の判断において、対策の見直しを検討することとしている。

六について

御指摘のような事実はない。

また、御指摘の「ドライアップ」や建屋の止水は、凍土壁とは別の工程で行うこととしており、「ドライアップ」については、現時点で具体的な予定は決まっておらず、また、建屋の止水については、平成二十六年から七年程度を目安として行うこととしている。

三、五並びに七の1及び5について

建屋の止水については、平成二十五年に入り、廃炉対策推進会議、汚染水処理対策委員会等において検討が行われ、例えば、委員会報告書においては、「貫通部等の止水策は、流入量が多い箇所での止水方法の確立、高線量下での作業員の被ばく対策等、技術的に非常に難易度が高いが、陸側遮水壁の設置、サブドレンによる水位管理等の他の対応策が機能しない場合でも、建屋内への地下水の流入抑制の効果を期待できるものである。したがって、貫通部等の止水策は、対応可能なものから速やかに着手し、他の対応策の実現性が明らかになってくるまで継続的に実施していくべきである。」としている。このように、建屋の止水については、技術的に非常に難易度が高いこと等を踏まえ、所要期間について七年程度を目安としているところ、御指摘の「仮設的な工事」及び「恒久的な工事」の定義が必ずしも明らかではないが、長期間、効果が維持される方法により建屋の止水を行うこととしている。具体的には、人による作業が可能な箇所については、既に、防水材や止水バネル等を用いた建屋の止水に着手しておらず、また、高線量等のため人による作業が困難な箇所については、現在、ロボットによる除染を進めているところであり、今後、線量が下がらない場合に備え、例えば、ロボットによる遠隔作業に係る研究開発を経済産業省の補助事業により行うこととしている。

七の2から4までについて

原子炉圧力容器、原子炉格納容器、原子炉建屋、廃棄物処理建屋及びタービン建屋のいずれについても、内部の正確な状況は把握できない。その上で、原子炉格納容器から漏れが続いていることについては把握しているが、更に原子炉建屋等から外部に水が漏れることがないよう、原子炉建屋等における水位が周辺の地下水の水位よりも低くなるよう管理を行っているところである。

一〇について

お尋ねの「建屋の止水」が完了したとは、御指摘の格納容器の補修が完了し、建屋内の汚染水が完全に取り除かれ、建屋内の除染が完了した「状態と同じことを指すものではない。

一〇について

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求める件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約

第一条

日本国及びアラブ首長国連邦は、
所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
次のとおり協定した。

第二条

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

1 この条約は、次の租税について適用する。

(a) 日本国については、

(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 復興特別所得税
(iv) 復興特別法人税
(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) アラブ首長国連邦については、

(i) 所得税
(ii) 法人税

(以下「アラブ首長国連邦の租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国が権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「アラブ首長国連邦」とは、地理的意味で用いる場合には、アラブ首長国連邦の主権の下にある領域（領海及び領空を含む。）並びにアラブ首長国連邦が国際法及びアラブ首長国連邦の法令に基づき主権的権利の探査又は開発に関連して行われる活動に関する主権的権利行使する海域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はアラブ首長国連邦をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はアラブ首長国連邦の租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法律を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j) 「一方の締約国の『国民』」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人並びに日本国の法令に基づいて設立され、又

は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関する日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii) アラブ首長国連邦については、アラブ首長国連邦の国籍を有する全ての個人並びにアラブ首長国連邦において施行されている法令によつてその地位を与えられた全ての法人及び組合

「権限のある当局」とは、次の者をいう。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

所得に対する租税に関する(重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結に
ついて承認を求めるの件及び同報告書)

一四

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii) アラブ首長国連邦については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(1) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

(2) 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、

本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国地方政府又は

地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) 当該個人が双方の締約国の国民ではない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意によりその事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある

当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定する。

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものとをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。

- (a) 事業の管理の場所
- (b) 支店
- (c) 事務所
- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設を構成するものとする。

4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。

- (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
- (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
- (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。

(f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この

権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行なう一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされない活動）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行なっているという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

7 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業（恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。）を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。

第六条

1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しても、当該一方の締約国が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結に
ついて承認を求める件及び同報告書

て事業を行う場合には、当該一方の締約国の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことの条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行なう場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行なう別個のかつ分離した企業であつて、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行なうものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たつては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によって決定する慣行が一方の締約国にある場合には、租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によって当該一方の締約国が決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、当該配分の方法によって得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

7 他の条別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第八条

1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、アラブ首長国連邦の企業である場合には日本国における事業税、日本国のある場合には日本国におい

における事業税に類似する租税でアラブ首長国連邦において今後課されることのあるものを免除される。

- 3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条

- 1 次のいずれかに該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しても、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

- (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

- 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであるう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適當な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

第十条

- 1 一方の締約国のある法人が他方の締約国のある居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

- (a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通

じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

- (b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配當に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

- 3 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行ふ場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

- 5 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

官報 (号外)

- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府（当該他方の締約国の地方政府及び地方公共団体を含む。）、当該他方の締約国の中銀又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合の締約国の政府が全面的に所有する機関によって保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関する支払われる場合

4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、

(i) 日本銀行

(ii) 株式会社国際協力銀行

(iii) 独立行政法人国際協力機構

(iv) 独立行政法人日本貿易保険

(v) 日本国の政府（日本国の地方政府を含む。）が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

(b) アラブ首長国連邦については、

(i) アラブ首長国連邦中央銀行

(ii) アブダビ投資評議会

(iii) 国際石油投資会社

(iv) アブダビ投資評議会

(v) ドバイ投資公社

5 アラブ首長国連邦の政府（アラブ首長国連邦の地方政府及び地方公共団体を含む。）が資本の全部を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となるものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又は双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に對しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十一條

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に對しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1に規定する使用料に對しては、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用

官 報 (号 外)

料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいざれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

5 1、2及び4の規定は、文学上、藝術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式又は秘密工程の譲渡から生ずる收入についても、同様に適用する。ただし、その收入に係る収益について次条4の規定が適用される場合は、この限りでない。

6 1、2及び5の規定は、一方の締約国の居住者である使用料又は收入の受益者が、当該使用料又は收入の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料又は收入の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

7 使用料又は收入の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料若しくは収入の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の關係により、当該使用料又は收入の額が、その關係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十三条

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人の株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、その法人の資産の価値の五十パーセント以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式と同じ種類の株式（以下「同種の株式」という。）が公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊關係者が所有する同種の株式の数が同種の株式の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の発行した株式の譲渡によつて取得する収益に対しては、次の(a)及び(b)に規定する要件を満たす場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 譲渡者が所有する株式（当該譲渡者の特殊關係者が所有する株式と合算されるものを含む。）の数が、当該譲渡が行われた課税年度中のいざれかの時点において当該法人の発行済株式の総数の二十五パーセント以上であること。

(b) 譲渡者及びその特殊關係者が当該譲渡が行われた課税年度中に譲渡した株式の総数が、当該法人の発行済株式の総数の五パーセント以上であること。

4 2及び3の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の企業が國際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によつて当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 前条5及びこの条の1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によつて負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国的企业が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課すことができる。

第十五条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十六条

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課すことができる。

第十七条

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

第十八条

1(a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対して

は、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(i) 当該他方の締約国の国民

(ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合に当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

3 一方の締約国又は一方の締約国地方政府若しくは地方公共団体の行う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を適用する。

第十九条

専ら訓練又は教育を受けるため一方の締約国内に滞在する事業修習者（他方の締約国政府が主催する計画に参加する者に限る。）又は学生であつて、現に当該他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に当該他方の締約国居住者であつたものがその生計、訓練又は教育のために受け取る給付（当該一方の締約国外から当該事業修習者又は学生に対して支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課すことができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から二年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第二十一条

官 (号) 外 報

- 1 一方の締約国の居住者が受益者である所得（源泉地を問わない。）であつて前各条に規定がないもの（以下この条において「その他の所得」という。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- 2 1の規定は、一方の締約国の居住者であるその他の所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受益者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該その他の所得の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該その他の所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第二十二条

- 1 日本国においては、二重課税は、次の方法により回避される。

- 日本国以外の国において納付される租税を日本国との租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてアラブ首長国連邦において租税を課される所得をアラブ首長国連邦内において取得する場合には、当該所得について納付されるアラブ首長国連邦の租税の額は、当該居住者に對して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

- 2 アラブ首長国連邦においては、二重課税は、次の方法により回避される。

- アラブ首長国連邦の居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、アラブ首長国連邦は、日本国において納付される日本国との租税の額を当該居住者の所得に対する

- アラブ首長国連邦の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、いかなる場合においても、その控除が行われる前に算定されたアラブ首長国連邦の租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に對応する部分を超えないものとする。

- 3 1及び2の規定の適用上、一方の締約国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従つて他方の締約国において租税を課されるものは、当該他方の締約国内の源泉から生じたものとみなす。

第二十三条

- 1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、特に居住者であるか否かに關し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがあ

る租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行つて当該他方の締約国の企業又は両締約国以外の国の企業に對して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めるることを義務付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十一条8又は第十二条7の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者に支払った利息、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の居住者の課税対象利得の決定に當たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国の企業であつて、その資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに關連する要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに關連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体によつて課される全ての種類の租税に適用する。

第二十四条

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者は受けけることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に對して又は当該事案が前条1の規定の適用に關するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に對して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意

- によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における三重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができる。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び

第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様にして取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。
(b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手すること。ができない情報を提供すること。

(c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する

場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条

1 この条約は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、
(i) 源泉徴収される租税に関する限り、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関する限り、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(b) アラブ首長国連邦については、
(i) 源泉徴収される租税に関する限り、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関する限り、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iv) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第二十八条

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による終了の通告を行うことにより、この条約を終了させることができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

(b) アラブ首長国連邦については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税に関しては、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約（以下「条約」という。）の署名に当たり、日本国及びアラブ首長国連邦は、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約第一条1(b)の規定に関して、次のことが了解される。

(a) 「所得税」は、アラブ首長国連邦又はその地方政府若しくは地方公共団体によって制定される法令に基づく個人の所得、利得又は収益に対する全ての租税を含むこと。

(b) 「法人税」は、アラブ首長国連邦又はその地方政府若しくは地方公共団体によって制定される法令に基づく法人の所得、利得又は収益に対する全ての租税を含むこと。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十三年五月一日にドバイで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書一通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

2 条約第四条1の規定に関し、「一方の締約国の居住者」は、一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金及び一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得又は収益の全部

日本国のために

加茂佳彦

アラブ首長国連邦のために

アッ・ターリル

又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)を含むことが了解される。さらに、アラブ首長国連邦については、「一方の締約国の居住者」は、次のものを含むが、これらに限らないことが了解される。

(a) アラブ首長国連邦中央銀行

(b) アブダビ投資局

(c) 国際石油投資会社

(d) アブダビ投資評議会

(e) ドバイ投資公社

(f) ムバダラ開発会社

3 条約第八条及び第十二条の規定に関し、船舶又は航空機を国際運輸に運用する」とに関連して一時的に預金された資金に対する利子は、その船舶又は航空機の運用による所得とみなされ、当該利子については、条約第十二条の規定が適用されないことが了解される。

4 条約第十一条の規定に関し、同条2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によって支払われる配当については、適用しない。

5 条約第十三条の規定に関し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b) ドバイ金融市场

(c) アブダビ証券取引所

(d) 同条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

6 条約第十三条の規定に関し、法人の株式又は組合若しくは信託財産の持分(同条2及び3に規定する株式又は同条4に規定する恒久的施設の一部を構成する財産である株式若しくは持分を除く。)の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課すことができることが了解される。

7 条約第十三条の規定に関し、アラブ首長国連邦の一の首長国(政府が全面的に所有する機関は、アラブ首長国連邦の他の首長国(政府が全面的に所有する機関との関係において、同条2及び3に規定

定する特殊関係者ではないことが了解される。

8 条約第二十三条の規定に関し、同条の規定は、一方の締約国に対し、関税同盟若しくは自由貿易地域の形成により、又は全部若しくは一部が租税に関する地域的取扱であつて、当該一方の締約国が当事者であるものにより、両締約国以外の国の居住者に与えられる特恵、特權その他の待遇を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

9 条約第二十五条の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

10 条約の規定は、次のものによって現在又は将来認められる非課税、免税、租税の軽減、所得控除、税額控除その他の租税の減免をいかなる態様においても制限するものと解してはならないことが了解される。

(a) 一方の締約国が課する租税の額を決定するに当たつて適用される当該一方の締約国の法令

11 (b) 両締約国間の他の二国間協定又は両締約国が当事国となつてある多国間協定

(a) 所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関する者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

12 条約のいかなる規定も、いずれか一方の締約国又は当該一方の締約国(地方政府若しくは地方公共団体が、当該一方の締約国の領域内において行われる炭化水素の探査及び開発から生ずる所得又は利得に対する課税に関する当該一方の締約国又は当該一方の締約国(地方政府若しくは地方公共団体の法令を適用する権利に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年五月二日にドバイで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

加茂佳彦

アラブ首長国連邦のために
アン・ターライ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約の締結について承認を求める件及び同報告書

一本件の目的及び要旨

政府は、アラブ首長国連邦との間の所得に対する租税に関する二重課税及び脱税の防止のための条約を締結するため、平成十八年十一月から政府間交渉を行つてきました。その結果、条約の案文について最終的合意に達し、平成二十五年五月二日にドバイにおいて、本条約の署名が行われた。

本条約は、人的交流及び経済的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とアラブ首長国連邦との間で課税権を調整することも、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率並びに租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、アラブ首長国連邦については所得税及び法人税であること。
- 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せら

れる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。

- 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の五パーセントを、その他の全ての場合には当該配当額の十パーセントを、それぞれ超えない額を課税できること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の十パーセントを超えない額を課税できること。

ただし、当該利子の受益者が他方の締約国に政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の十パーセントを超えない額を課税できるこ

6 我が国及びアラブ首長国連邦においては、

いざれも外国税額控除方式により二重課税を除去すること。

7 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関する困難又は疑惑を合意によつて解決するよう努めるとともに、

この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

8 両締約国の権限のある当局は、この条約の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関する情報を交換すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、「アラブ首長国連邦の租税」の範囲等を規定している。

本条約は、両締約国そのぞの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、情報交換の実施により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、課税権の調整が図られ、両国間の人的交

流及び経済的交流が一層促進されることが期待

されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年六月十一日

外務委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 伊吹 文明殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の

との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件

日本国において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

所得に対する租税に関する二重課税の回避

及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件

日本国政府及びスウェーデン政府は、

千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によって改正された千九百八十三年一月二十一日にストックホルムで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約（以下「条約」という。）を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条 条約第二条1を次のよう改める。

1 この条約の対象である租税は、次のものとする。

(a) 日本国については、

(i) 所得税

(ii) 法人税

(iii) 復興特別法人税

(iv) 復興特別法人税

(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) スウェーデンについては、

(i) 国税である所得税

(ii) 配当に対する源泉徴収税

(iii) 非居住者に対する所得税

(iv) 非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税

(v) 地方税である所得税

（以下「スウェーデンの租税」という。）

第二条

条約第二条1(i)及び(j)を次のように改め、並びにそれらの次に次の(k)及び(l)を加える。

- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。
- (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
- (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えたされたその代理者

- (ii) スウェーデンについては、財務大臣、権限を与えたされたその代理者又はこの条約の適用上権限のある当局として指定された当局
- (k) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (l) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。

第三条

条約第四条を次のように改める。

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の政府機関、地方政府又は地方公共団体並びに第二十一条のA7(d)に規定する年金基金を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

- (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

- (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

- (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合に

は、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

- (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。当該合意がない場合には、その者は、この条約により認められる租税の軽減又は免除を受けることができない。

第四条

1 条約第六条2を次のように改める。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業用に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、建物、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 条約第六条4中「及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得」を削る。

第五条

1 条約第七条4を削る。

2 条約第七条6中「5まで」を「4まで」に改め、同条5、6及び7をそれぞれ同条4、5及び6とする。

第六条

1 条約第十条2を次のように改める。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、配当の受益者が、一方の締約国の居住者であつて、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセン

- ト以上を直接又は間接に所有する法人（組合を除く。）である場合には、当該配当に対しても、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。この3の規定の適用上、「組合」には、一方の締約国において租税に關し法人格を有する団体として取り扱われ、かつ、当該一方の締約国の居住者である団体を含まない。
- 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 3の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法人によつて支払われる配当については、適用しない。
- 6 条約第十条3及び4をそれぞれ同条6及び7とする。
- 7 条約第十条5を次のように改める。
- 8 1から5までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 9 条約第十条6中「若しくは固定的施設」を削り、同条6を同条9とする。

第七条

条約第十一條1から5までを次のように改める。

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその關係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその關係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその關係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子で、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配

を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遲延に対して課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合に、第七条の規定を適用する。

5 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

第八条

条約第十二条1から5までを次のように改める。

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは學術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠権、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは學術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
- 3 1の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設と實質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

2 条約第十二条6を同条4とする。

第九条

条約第十三条2を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

第十条

条約第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

1 条約第十五条2(a)を次のように改める。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えない」と。

2 条約第十五条2(c)中「又は固定的施設」を削る。

第十二条

1 条約第十七条1中「第十四条及び第十五条」を「第七条及び第十五条」に改める。

2 条約第十七条2中「第七条、第十四条及び第十五条」を「第七条及び第十五条」に改める。

第十三条

条約第二十一条2を次のように改める。

2 1の規定は、一方の締約国の居住者である所得（第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。）の受領者が、他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得の支払の基準となつた権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

第十四条

条約第二十一条の次に次の三条を加える。

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内において第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、当該特典を受ける権利を有する。ただし、当該特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。

(a) 個人

(b) 当該一方の締約国の政府、当該一方の締約国の特別の法人、地方政府若しくは地方公共団体又は日本銀行若しくはスウェーデン中央銀行

(c) 法人（その主たる種類の株式が、(7)(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。）

(d) 年金基金（当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいづれかの締約国の居住者である個人であるものに限る。）

(e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

(f) 個人以外の者（a）から(e)までに掲げる適格者であるいづれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。）

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十条3、第十一又是第十二条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の議決権の七十五パーセント以上を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、当該特典を受ける権利を有する。

4 2(f)及び3の規定の適用については、次に定めるところによる。

(a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日（配当に

ついては、当該配当の支払を受ける者が特定される日)に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)又は3(イ)の規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。

(b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)又は3(イ)に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。

5(a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十一条3、第十二条又は第十三条に定める所得に關し、次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たすときは、これらにより認められる特典を受ける権利を有する。

(i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行つてゐること。ただし、当該事業には、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)を含まない。

(ii) 当該所得が(i)に規定する事業に關連し、又は付隨して取得されるものであること。

(iii) 当該居住者が当該特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。

(b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との關係において實質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(i)の規定の適用上、事業が實質的なものであるか否かは、全ての事實及び状況に基づいて判断される。

(c) (a)の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行つてゐるか否かを決定するに當たつて、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に關連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に關する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞの者の受益に關する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。ま

た、全ての事實及び状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞの者が一若しくは二以上の同一の者によつて支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

6 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3又は5の規定に基づき第十一条3、第十二条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行が当該特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、当該特典を受けることができる。

7 (イ)の規定の適用上、

(a) 「株式」には、株式の預託証券を含む。

(b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された有価証券市場

(ii) ナスダックOMXストックホルム証券取引所、ノルディック成長市場及びスウェーデン金融監督庁による規制の対象となるその他の有価証券市場

(iii) アイルランド証券取引所、アムステルダム証券取引所、ブリュッセル証券取引所、コペンハーゲン証券取引所、デュッセルドルフ証券取引所、フランクフルト証券取引所、ハンブルク証券取引所、ヘルシンキ証券取引所、香港証券取引所、ロンドン証券取引所、マドリード証券取引所、ミラノ証券取引所、ニューヨーク証券取引所、オスロ証券取引所、パリ証券取引所、レイキャビク証券取引所、リガ証券取引所、ソウル証券取引所、上海証券取引所、シンガポール証券取引所、シドニー証券取引所、タリン証券取引所、トロント証券取引所、ヴィーン証券取引所、ビリニユス証券取引所及びチュークリンヒ証券取引所並びにナスダック市場

(iv) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

(d) 「年金基金」とは、次の(i)から(iv)までに掲げる要件を満たす者をいう。

(i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。

- (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得を取得することを目的として運営される」と。
- (iii) (ii)に規定する活動に関して取得する所得につき当該一方の締約国において租税を免除される」と。

(e) 「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。

- (i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

- (bb) 当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

- (cc) 第十条3、第十一條又は第十二条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられる」と。
- (ii) 2 (a)から(e)までに掲げる適格者

第二十一条のB

- この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国の居住者である法人に関し、次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合には、租税の免除又は軽減を認めるこの条約の規定は、当該法人の所得及び当該法人が支払う配当については、適用しない。
- (a) 当該法人が、次の(i)又は(ii)に掲げることから生ずる所得を主として当該一方の締約国以外の国内において取得すること。
- (i) 金融活動又は船舶による運送活動を行うこと。

- 主として当該一方の締約国以外の国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関又は当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行なうこと。
- (b) 当該一方の締約国の法令の下において、(a)に規定する所得が、当該一方の締約国内において金融活

動若しくは船舶による運送活動を行うこと又は当該一方の締約国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関若しくは当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行なうことから生ずる所得に比して、著しく低い租税を課されるものであること。

第二十一条のC

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に關与した者が、この条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第十五條

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国との租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてスウェーデンにおいて租税を課される所得をスウェーデン内において取得する場合には、当該所得について納付されるスウェーデンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

2 (a) (b)及び第十条6の規定が適用される場合を除くほか、スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、外国の租税の控除に関するスウェーデンの法令（その一般原則を変更することなく隨時行われる改正の後のものを含む。）の規定に従い、当該所得について納付される日本国の租税の額と等しい額を当該所得に対する租税の額から控除する。

(b) スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、スウェーデンの租税の累進税率の決定に当たつては、日本国においてのみ租税を課される所得を考慮することができる。

第十六条

1 条約第二十三条2を次のように改める。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において

て、同様の活動を行う当該他方の締約国对企业に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締约国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認める」とを義務付けるものと解してはならない。

2 条約第二十三条3中「第九条、第十一条6又は第十二条6」を「第九条1、第十一条6又は第十二条4」に改める。

第十七条

条約第二十四条に次の5から7までを加える。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から三年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するに合意することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解决の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解决の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解决の事項は仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6 5の規定の適用上、

(a) 両締約国のある当局は、5の規定に従つて申し立てられた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解决を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する二人の仲裁人

により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び1の規定に従つて申し立てられた事案に関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民でもあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、次条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

る。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不适当に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、5の規定、この6の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則のいずれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁

決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁の要請を行つた者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解决の事項を解決した場合には、当該事案は2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

7 (a) 5及び6の規定は、第四条3の規定に該当する事案又は第七条に規定する恒久的施設への資本の帰属に関する事案については、適用しない。

(b) 5の規定にかかわらず、両締約国の権限のある当局が、事案が仲裁による解決に適しない旨を合意した場合には、当該事案は仲裁に付託されない。

第十八条

条約第二十五条を次のように改める。

第二十五条

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第一條の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する者は又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報を開示する。これらの者又は当局は、当該情報の公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような

情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

(d) 弁護士その他の法律事務代理人がその依頼者との間で行う次のいずれかの通信の内容を明らかにする情報入手し、又は提供すること。

- (i) 法的な助言を求め、又は提供するために行われる通信
- (ii) その内容を進行中の又は予定される法的な手続において使用するために行われる通信

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するため必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

条約第二十五条のAを次のように改める。

第二十五条のA

1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつて他の取締の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰、付加税及び徴収又は保全の費用をいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 復興特別法人税

官報(号外)

(v) 消費税

(vi) 相続税

贈与税

(b) スウェーデンについては、

(i) 国税である所得税

(ii) 配当に対する源泉徴収税

(iii) 非居住者に対する所得税

(iv) 非居住者である芸能人及び非居住者である運動家に対する所得税

(v) 地方税である所得税

(vi) 付加価値税

(vii) 不動産税

(viii) 純資産税

(ix) 相続税

(x) 贈与税

(c) (a)及び(b)に掲げる租税に加えて又はこれに代わって千九百九十九年二月十九日にストックホルムで署名された議定書によつて改正されたこの条約を改正する二千十三年十二月五日にストックホルムで署名された議定書の署名の日の後に課される租税であつて、(a)及び(b)に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するもの

両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徵収における支援の要請の時ににおいて当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徵収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国との権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徵収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請ができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の

執行及び徵収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徵収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徵収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徵収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が自國の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために当該一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徵収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権の徵収に当たつて当該一方の締約国がとつた措置は、当該措置が他方の締約国によってとられたならば、当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、延長し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徵収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行するこ

とができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徵収を停止させることができないものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徵収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課すものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徵収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていない場合に支援を行つこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法（各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。）について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限及び支援を要請することができる租税債権の最低金額について合意する。

官報(号外)

の議定書が効力を生ずる日から次のものについて適用する。

(a) この議定書が効力を生ずる日において両締約国の権限のある当局が検討を行つてある事案。当該事案の未解決の事項は、この議定書が効力を生ずる日の後三年を経過するまでは、仲裁に付託されない。

(b) この議定書が効力を生ずる日の後に両締約国の権限のある当局による検討が行われる事案 4 2の規定にかかるわらず、第十八条の規定は、当該規定の対象となる事案又は租税債権に係る課税年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十三年十一月五日にストックホルムで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
森元誠二

スウェーデン政府のために
ミカエル・ルンドボルム

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この議定書の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この議定書は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 源泉徵収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額

(b) 所得に対するその他の租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 2の規定にかかるわらず、第十七条の規定によつて改正される条約第二十四条5から7までの規定は、こ

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(參議院送付)に

一 本件の目的及び要旨
関する報告書

政府は、昭和五十八年一月に効力を生じ、平成十一年二月に一部改正されたスウェーデンとの間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十五年五月から政府間交渉を行つてきただ。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、同年十二月五日にストックホルムにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、我が国とスウェーデンとの間の現行租税条約を部分的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税を更に軽減するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徵收共助に関する規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が他方の

2 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子へ債務者が得た収入、売上げ等に連動してその額が決定されたもの(除く。)に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税されること。

3 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

4 この条約の特典の濫用を防止するため、条約の特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

5 ある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から三年以内に、両締約国

6 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する兩締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換すること。

7 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

本議定書は、効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する双方の通告のうち、いずれか遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処することが可能となるとともに、我が国とスウェーデンとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年六月十一日

外務委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 伊吹 文明殿

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(參議院送付)に

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭
衆議院議長 伊吹 文明殿

平成二十六年四月四日

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(參議院送付)に

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

三六

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書

日本国及びグレートブリテン及び北アイルランド連合王国は、

二千六年二月二日にロンドンで署名された所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約（以下「条約」という。）及び条約の不可分の一部を成す二千六年二月二日にロンドンで署名された議定書（以下「二千六年議定書」という。）を改正することを希望して、次とおり協定した。

第一条

条約第一条1(a)を次のように改める。

(a) 日本国については、

- (i) 所得税
- (ii) 法人税
- (iii) 復興特別所得税
- (iv) 復興特別法人税
- (v) 住民税

（以下「日本国の租税」という。）

第一条
条約第七条を次のように改める。

第七条

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

一方の締約国が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定により当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得

は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受けける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離しかつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定により調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 他の条で別個に取り扱われている種類の所得、利得又は収益が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。

第三条

1 条約第九条2を次のように改める。

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国的企业の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適當な調整を行う。この調整に当たっては、この条の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

1 条約第九条3中「七年」を「十年」に改める。

第四条

2 条約第十条2を次のように改める。

1 に規定する配当に対しても、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締

約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

2 条約第十条3(a)中「五十パーセント」を「十パーセント」に改める。

3 条約第十条3の次に次の4を加える。

4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

4 条約第十条4中「2(a)及び」を削り、同条4を同条5とする。

5 条約第十条8中「」の8」を「」の9」に改め、同条5、6、7、8及び9をそれぞれ同条6、7、8、9及び10とする。

第五条

条約第十一條を次のように改める。

第六条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該利子が生じた一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。支払の遅延に対し課される損害金は、この条の規定の適用上利子には該当しない。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内

において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合は、第七条の規定を適用する。

5 利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者がある債権に関して他方の締約国の居住者から利子の支払を受ける場合において、次の(a)に規定する事項及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

7 利子の支払の基因となる債権の設定又は移転に關与した者が、この条の特典を受けることを当該債権の設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該利子に対しては、この条に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第七条

1 条約第十三條3を次のように改める。

3 次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡（(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）によって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機関を含む。以下この3において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従つて、当該他方の

締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

- (b) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

条約第十三条4及び5中「動産」を「財産（不動産を除く。）」に改める。

第七条

1 条約第二十二条1中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。

2 条約第二十二条3、5(a)及び6中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改める。

3 条約第二十二条7(c)(ii)を次のように改める。

(ii) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された有価証券市場

4 条約第二十二条7(e)(i)(cc)中「第七条、」を削り、「第十一条3」を「第十一条1」に改め、「（租税条約に規定する要件がこの条約に規定する要件よりも制限的でない場合に限る。）」を削る。

第八条

条約第二十三条1及び2を次のように改める。

1 英国外の領域において納付される租税を英国の租税から控除する」と又は英国外の領域において生ずる配当若しくは英国外の領域にある恒久的施設の利得に係る英国の租税を免除することに関する英國の法令の規定（この1に規定する一般原則に影響を及ぼさないものに限る。）に従い、

(a) 日本国の源泉から生ずる所得、利得又は課税譲渡収益につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い直接に又は源泉徵収によって納付される日本国の租税（配当については、配当の支払に充てられる利得について納付される租税を除く。）は、当該日本国の租税の算定の基礎となつた当該所得、利得又は課税譲渡収益について算定される英國の租税から控除する。

(b) 日本国の居住者である法人が英國の居住者である法人に支払う配当については、英國の法令に規定する免除を受ける条件が満たされた場合には、英國の租税を免除する。

(c) 英国の居住者である法人の日本国内にある恒久的施設の利得については、英國の法令に基づいて免除を適用することができ、かつ、英國の法令に規定する免除を受ける条件が満たされた場合には、英國の租税を免除する。

(d) 日本国の居住者である法人が、その議決権の十パーセント以上を直接又は間接に支配する英國の居住者である法人に支払う配当であつて、(b)の規定に基づいて租税が免除されないものについては、(a)

に規定する英國の租税からの控除を行ふに当たり、当該日本国居住者である法人が当該配当の支払に充てられる利得について納付する日本国の租税を考慮に入れるものとする。

2 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国居住者がこの条約の規定に従つて租税を課される所得を英國において取得する場合には、当該所得について納付される英國の租税の額は、当該居住者に対し課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

第九条

条約第二十四条3中「第十条8若しくは9、第十二条8から10まで」を「第十条9若しくは10、第十二条5から7まで」に改める。

第十条

条約第二十五条3に後段として次のように加える。

両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における一重課税を除去するため、相互に協議することができる。

2 条約第二十五条に次の5及び6を加える。

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国のある当局に対して申立てをし、かつ、(b) 当該一方の締約国のある当局から他方の締約国のある当局に對し当該事案に關する協議の申立てをした日から二年内に、2の規定に従い、両締約国のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていづれかの締約国裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6 5の規定は、第四条3の規定に該当する事案については、適用しない。

第十一條

条約第二十六条1及び2を次のように改める。

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これららの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対しても、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をおける目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。この2の第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づき他の目的のために使用することができる。一方の締約国が受領した情報は、両締約国がそのような使用を許可する場合には、他の目的のために使用することができる。

第十二条 条約第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十六条のA

1 両締約国は、租税債権につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定によつて対象とされる租税であつて両締約国が課するもの及び次に掲げる租税（その課税がこの条約又は両締約国が当事国となつてゐる他の取極の規定に反しない場合に限る。）の額並びに当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用をいう。

(a) 日本国については、

(i) 消費税
(ii) 贈与税
(iii) 相続税
(iv) 付加価値税
(v) 相続税

(c) その他の租税で両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意するもの

3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従つて徴収される。

4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であつても、当該租税債権が自國の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従つて当該保全の措置をとる。

5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国の権限のある当局により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、他方の締約国の法令の下で適用

される優先権を有するものでない。

6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国の権限のある

当局により引き受けられた租税債権の徴収に当たつて当該一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によつてとられたならば、当該他方の締約国の法令に従つて当該租税債権について適用される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。

8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなつた場合には、当該一方の締約国のある当局は、当該他方の締約国のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。

(a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができるものであること。

(b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。

9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。

(c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとつていい場合に支援を行つこと。

(d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。

(e) 支援を要請された租税が一般的に認められている課税の原則に反して課されたと当該一方の締約国が認める場合に支援を行うこと。

10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある当局は、この条の規定の実施方法(各締約国に対する支援の程度の均衡を確保するための合意を含む。)について合意する。特に、両締約国の権限のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則について合意する。

第十三条

1 一千六年議定書1中「第十条の三」を「第十条の二」に改め、「同法附則第二十条第一項」の下に「(い)これらの一般原則を変更することなく隨時行われる改正の後のものを含む。」を加える。

2 一千六年議定書3及び6を削り、4を3とし、5を4とする。

3 一千六年議定書に次の5を加える。

5 条約第二十五条の規定に関する

(a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従つて申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該

者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。

(b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従つて、設置される。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人

により構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人(自國の国民と/orすることができる。)を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員であつてはならず、及び同条1の規定に従つて申し立てられた事案に関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、いずれの締約国の国民であつてはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあつてはならず、及び

官 報 (号 外)

いづれの締約国によつても雇用されたことがあつてはならない。

(iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立つて、全ての仲裁人及びそれらの職員が、各締約国の権限のある当局に対し送付する書面において、条約第二十六条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。

(v) 各締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長に係る費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。

(c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不當に遅滞することなく提供する。

(d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。

(i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

(ii) 仲裁決定は、条約第二十五条5の規定、この5の規定又は(a)の規定に従つて決定される手続規則

のいづれかに対する違反（仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。）により当該仲裁決定がいづれか一方の締約国の裁判所において無効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によつて無効であるとされる場合には、行われなかつたものとする。

(e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行つた者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項について合意に達した場合には、当該事案は同条2の規定に従つて解決されたものとし、仲裁決定は行われない。

第十四条

1 この議定書は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目に効力を生ずる。

2 この議定書は、次のものについて適用する。

(a) 英国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に取得する所

(ii) (i)の規定が適用される場合を除くほか、所得税及び譲渡収益税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月六日以後に開始する各賦課年度のもの

(iii) 法人税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各会計年度のも

(b) 日本国については、

(i) 源泉徴収される租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額

(ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この議定書が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

3 上の規定にかかわらず、第二一条の規定によつて改正される条約第七条の規定は、両締約国の政府が外交上の公文の交換により合意する日以後に開始する課税年度又は賦課年度の利得について適用する。第二条の規定によつて改正される条約第七条の規定が適用されるまでは、改正前の条約第七条の規定を引き続き適用する。

4 2の規定にかかわらず、この議定書によつて改正される条約第二十五条3、5及び6、第二十六条1及び2並びに第二十六条のA並びにこの議定書によつて改正される二千六年議定書5の規定は、当該規定の対象となる事案に係る課税年度又は賦課年度にかかわらず、この議定書が効力を生ずる日から適用する。

この議定書によつて改正される条約第二十五条5の規定の適用上、いかなる事案も、この議定書が効力を生ずる日の後二年を経過する日までは、仲裁に付託されない。

5 この議定書は、条約が有効である限り効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

一千十三年十二月十七日にロンドンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

四二

日本国のために

林景一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国のために

デービッド・ガード

他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において課税できることとし、恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能等を考慮した上で、当該恒久的施設が当該企業から分離、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とすること。

政府は、平成十八年十月に効力を生じた英国との間の現行の租税条約の内容を改正するため、平成二十五年三月から政府間交渉を行つてきた。その結果、議定書の案文について最終的合意に達し、同年十二月十七日にロンドンにおいて、本議定書の署名が行われた。

本議定書は、我が国と英國との間の現行租税条約を部分的に改正し、事業利得に関し、恒久的施設に帰属する課税対象利得を明確化する新たな規定を導入するほか、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、配当及び利子に対する源泉地国免税の対象を拡大するとともに、税務当局間の相互協議に係る仲裁手続及び徵収共助に関する規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 一方の締約国の企業の事業利得については、原則として、当該一方の締約国においてのみ課税できるが、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該

3 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子（債務者が得た収入、売上げ等に運動してその額が決定されるものを除く。）に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

4 ある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、か

つ、当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し協議の申立てをした日から二年以内に、両締約国との間の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、原則として仲裁に付託されること。

調整が更に図られることとなり、相互の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年六月十一日

衆議院議長 伊吹 文明殿
外務委員長 鈴木 俊一

5 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報交換すること。

6 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行うこと。

本議定書は、両締約国それぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずることになっている。よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、税務当局間の協力体制が強化されて国際的な脱税及び租税回避行為に対し一層効果的に対処することが可能となるとともに、我が国と英國との間で課税権の

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン

間の協定

日本国政府及びオマーン国政府は、

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税を防止するための協定を締結することを希望し

て、

次のとおり協定した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン

国政府との間の協定の締結について承認を求

めの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

平成二十六年四月四日

参議院議長 山崎 正昭

衆議院議長 伊吹 文明殿

(a) 日本国について
(i) 所得税
(ii) 法人税
(iii) 復興特別法人税
(iv) 復興特別所得税
(v) 住民税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) オマーン国については、

所得税

(以下「オマーン国の租税」という。)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン

間の協定

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第一条 対象となる租税

この協定は、次の租税について適用する。

1 この協定は、日本国については、

次のようにして適用する。

2 この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であつて、1に掲げる租税と同一であるもの又は實質的に類似するものについても、適用する。両締約国

権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

所持に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求める件及び同報告書

正す

所持に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオマーンとの間の協定を改

1 この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であつて、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b) 「オマーン国」とは、オマーン国（オマーン国に属する諸島を含む。）の領域（領海を含む。）並びに領海の外側に位置する区域であつて、国際法及びオマーン国の法令に基づき、オマーン国が海底並びに海底の下及び上部水域の天然資源の探査及び開発に関して主権的権利を行使することができる区域をいう。

(c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はオマーン国をいう。

(d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はオマーン国の租税をいう。

(e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関する法律を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g) 「一方の締約国の企業」とび「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(i) 「国民」とは、次の者をいう。

(j) (i) 日本国については、日本国が国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国が租税に関する法律に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii) オマーン国については、オマーン国が国籍を有する全ての個人及びオマーン国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体

(j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理人

(ii) オマーン国については、財務省又は権限を与えられたその代理者

2 一方の締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この協定の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

1 この協定の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、一方の締約国の法令の下において、住所、居所、法人の設立場所、本店又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体を含む。ただし、「一方の締約国の居住者」には、一方の締約国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次のとおりその地位を決定する。

(a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者とみなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合には、当該個人は、その人及び經濟的関係がより密接な締約国（重要な利害関係の中心がある締約国）の居住者とみなす。

(b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合には、その使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。

(c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民である締約国の居住者とみなす。

(d) (a)から(c)までの規定により居住者の地位を決定することができない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当該事案を解決する。

3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

第五条 恒久的施設

官 報 (号 外)

- 1 「の協定の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行つてゐるものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
- 事業の管理の場所
 - 支店
 - 事務所
 - 工場
 - 作業場
 - 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所
 - 恒久的施設には、建築工事現場若しくは建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらに関連する監督活動を含む。ただし、これらの現場、工事又は活動が九箇月を超える期間存続する場合に限る。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施設」に当たらないものとする。
- 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用する」と。
 - 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること。
 - 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
 - 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (a)から(e)までに規定する活動を行ふことを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのようないくつかの組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
- 5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者（6の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。）が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業

を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

6 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行つてゐるという理由のみによつては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

7 一方の締約国の居住者が他方の締約国に存在する不動産から取得する所得（農業又は林業から生ずる所得を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附屬する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権並びに鉱石、水その他の天然資源の採取又は採取の権利の対価として料金（変動制であるか固定制であるかを問わない。）を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。

3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。

- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得及び独立の人的役務を提供するために使用される不動産から生ずる所得についても、適用する。
- 第七条 事業利得
- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、当該一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該一方の締約国の企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対しても

のみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国的企业が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企业であって、当該恒久的施設を有する企业と全く独立の立場で取引を行ふものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を含む費用であつて当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生じたものであるかを問わず、控除することを認められる。

4 恒久的施設が企业のために物品又は商品の単なる購入を行つたことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。

5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。

6 他の条で別個に取り扱われている所得が企业の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条规定によつて影響されることはない。

第八条 海上運送及び航空運送

1 一方の締約国的企业が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 第二条の規定にかかわらず、一方の締約国的企业は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき、オマーン国的企业である場合には日本国の事業税、日本国的企业である場合には日本国の事業税に類似する租税でオマーン国において今後課されることのあるものを免除される。

3 1及び2の規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによつて取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企业の間に、独立の企业の間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されて

いるときは、その条件がないとしたならば一方の企业の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企业の利得とならなかつたものに対しても、これを当該一方の企业の利得に算入して租税を課することができます。

(a) 一方の締約国的企业が他方の締約国的企业の經營、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合に、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企业の間に設けられた条件が独立の企业の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国的企业の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適當な調整を行う。この調整に当たつては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国的企业の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

1 一方の締約国居住者である法人が他方の締約国居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(b) その他の全ての場合には、当該配当の額の十パーセント

この2の規定は、当該配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に対する課税に影響を及ぼすものではない。

3 2(a)の規定は、日本国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる法

人によって支払われる配当については、適用しない。

4 この条において、「配当」とは、株式その他の利得の分配を受ける権利（信用に係る債権を除く。）から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。

5 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

6 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を得取る場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当（当該他方の締約国に居住するに支払われる配当及び配当の支払の基因となつた株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設又は固定的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。）に対するいかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課すことができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課すことができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当する

ものについては、他方の締約国においてのみ租税を課すことができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の中銀又は当該他方の締約国の中銀が全面的に所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の中銀、当該他方の締約国の中銀若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中銀若しくは当該他方の締約国の中銀が全面的に所有する機関によって保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して当該利子が支払われる場合

3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」とは、次のものをいう。

4 (a) 日本国については、
 (i) 日本銀行
 (ii) 株式会社国際協力銀行
 (iii) 独立行政法人国際協力機構
 (iv) 独立行政法人日本貿易保険
 (v) 日本国政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関であつて、両締約国の中銀が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

(b) オマーン国については、
 (i) オマーン中央銀行
 (ii) 国家総合準備基金
 (iii) オマーン投資基金
 (iv) オマーン国の中銀が全面的に所有するその他の類似の特別の法人又は機関であつて、両締約国の中銀が外交上の公文の交換により隨時合意するもの

5 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この協定の適用上利

子には該当しない。

6 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合又は当該他方の締約国内において当

おいて当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十二条 使用料

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約

学術上の設備の使用若しくは使用的権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領される全ての種類の支払金をいう。

4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行なう場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該使用料の支払の基因となつた権利又は財産が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいづれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

6 使用料の支払の基因となつた使用、権利又は情報について考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課すことができる。

第十三条 譲渡収益

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものの譲渡によつて取得する収益に対しては、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が法人、組合又は信託財産（資産の価値の五десят%以上が第六条に規定する不動産であつて他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される法人、組合又は信託財

3 この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、産業上、商業上若しくはその特

官報(号外)

殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。

3

次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(b)に規定する株式の譲渡(「(a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。」)によつて取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(a) 当該他方の締約国(日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、金融機関の差し迫つた支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従い、当該他方の締約国の居住者である金融機関に對して実質的な資金援助を行う場合

(b) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

4

一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡又は一方の締約国の居住者が独立の人的役務を提供するため他方の締約国内においてその用に供している固定的施設に係る財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる収益(当該恒久的施設の譲渡、企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡又は当該固定的施設の譲渡から生ずる収益を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5

一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によつて当該一方の締約国の企業が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6

1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

第十四条 独立的人的役務

1 一方の締約国の居住者が自由職業その他の独立の性格を有する活動について取得する所得に対しては、

その者が自己の活動を行うため通常その用に供している固定的施設を他方の締約国内に有しない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。その者がそのような固定的施設を有する場合には、当該所得に対しては、当該固定的施設に帰せられる部分についてのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術

税を課することができる。

2 「自由職業」には、特に、学術上、文学上、美術上及び教育上の独立の活動並びに医師、弁護士、技術

士、建築士、歯科医師及び公認会計士の独立の活動を含む。

第十五条 条 紙与所得

1 次条 第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が当該他方の締約国内に雇用者が有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条 芸能人及び運動家

1 第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によつて取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条、第十四条及び第十五条の規定にかかわらず、当

該芸能人又は運動家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十八条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十九条 政府職員

1 (a)

一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

1 (b)

もうとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課する」とができる。

- (i) 当該他方の締約国の国民
- (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となつた者でないもの

2 (a)

1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によつて支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2 (b)

もうとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国のある場合には、当該退職年金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課する」とができる。

3

1に規定する一方の締約国の居住者と支払者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、その他の所得の額が、その関係がないとしたならば当該居住者及び当該支払者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この協定の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二条 二重課税の除去

1 日本国について

日本国については、二重課税は、次のとおり除去される。

日本国以外の国において納付される租税を日本国の中税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国居住者がこの協定の規定に従つてオマーン国において租税を課される所得をオマーン国内において取得する場合には、当該所得について納付されるオマーン国の租税の額は、当該居住者に対する課される日本国の中税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の中税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

第二十条 学生及び事業修習者

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付（当該一方の締約国外から支払われるものに限る。）については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。

第二十一条 その他の所得

2 オマーン国については、二重課税は、次のとおり除去される。

(a) オマーン国の居住者がこの協定の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合に

は、オマーン国は、日本国において直接に又は源泉徴収によつて納付される日本国との租税の額を当該居

住者の所得に対するオマーン国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、その控除が行われる前

に算定されたオマーン国の租税の額のうち、日本国において租税を課される所得に対応する部分を超え

ないものとする。

(b) オマーン国の居住者が取得する所得についてこの協定の規定に従つてオマーン国において租税が免除

される場合には、オマーン国は、当該居住者の残余の所得に対する租税の額の算定に当たつては、その

免除された所得を考慮に入れることができる。

第二十三条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であつて、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。」の1

の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。

2 一方の締約国が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国居住者に認めることを義務

付けるものと解してはならない。

3 第九条1、第十二条8、第十二条6又は第二十二条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約

国企業が他方の締約国居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国

の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国居住者に支払われたとした場合における条件

と同様の条件で控除するものとする。

4 一方の締約国企業であつてその資本の全部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者により直

接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連す

る要件であつて、当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることのある租税

若しくはこれに関連する要件以外のもの又は「これらよりも重いものを課されることはない。」

5 この条の規定は、この協定の対象である租税について適用する。

第二十四条 相互協議手続

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの協定の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 権限のある当局は、1に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この協定の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。

3 両締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によつて解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。

4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、直接相互に通信することができること。

第二十五条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この協定の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの協定の規定に反しない場合に限る。）の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び

第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關する者又は

当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣習に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従つうが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否する「」とを認めるものと解してはならない。

第二十六条 外交使節団及び領事機関の構成員

この協定のいかなる規定も、国際法的一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第二十七条 見出し

この協定中の条の見出しが、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第二十八条 効力発生

1 各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる

国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行う。この協定は、遅い方の通告が受領された日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

2 この協定は、次のものについて適用する。

(a) 日本国については、

- (i) 源泉徴収される租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- (ii) その他の租税については、この協定が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度に開始する各課税年度の所得

(b) オマーン国については、

- (i) 源泉徴収される租税については、この協定が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額
- (ii) その他の租税については、この協定が効力を生ずる日の属する年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

第二十九条 終了

この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日から五年の期間が満了した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、他方の締約国に対し書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる。この場合には、この協定は、次のものにつき適用されなくなる。

(a) 日本国については、

- (i) 源泉徴収される租税については、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
- (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税については、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得

(iii) その他の租税については、当該六箇月の期間が満了した年の翌年の一月一日以後に開始する各課税

年度の租税

(b) オマーン国については、

- (i) 源泉徴収される租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額
- (ii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十四年一月九日にマスカットで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
久枝謙治

オマーン国政府のために

ダルウェイーシュ・ビン・イスマーイール・ビン・アリ・アル・バルーシー

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定（以下「協定」という。）の署名に当たり、日本国政府及びオマーン国政府は、協定の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 協定第二条1の規定に関し、「オマーン国の租税」には、協定が適用される租税に係る債務不履行又は不作為に関して支払われるいかなる額も、また、協定が適用される租税に関して課される金銭罰に相当するいかなる額も含まれない。

2 協定の適用上、「一方の締約国の居住者」には、「特別の法人」を含むことが了解される。「特別の法人」とは、オマーン国の勅令に基づき設立され、かつ、オマーン国政府が全面的に所有する法人をいう。

3 協定第六条2の規定に関し、「農業」には、魚の養殖を含むことが了解される。

4 協定第七条3の規定に関し、同規定は、恒久的施設が存在する締約国が、当該締約国の課税目的のために当該恒久的施設の課税所得を決定するに当たり、控除に関する当該締約国の法令を適用することを妨げるものではないことが了解される。

5 協定第八条の規定に関し、次のことが了解される。

(a) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することに関連して銀行に一時的に預金された資金に対する利子は、同条に規定する船舶又は航空機を運用することによって取得する利得とみなされ、協定第十一条に規定する利子とはみなされないこと。

(b) 船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得には、次に掲げる利得を含むこと。

- (i) 国際運輸における船舶又は航空機の賃貸（裸用船による船舶又は航空機の賃貸を除く。）から取得する利得
- (ii) 裸用船による船舶又は航空機の賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する賃貸に限る。）から取得する利得
- (iii) コンテナー（コンテナーの運送のために使用されるトレーラー及び関連設備を含む。）の使用、保管又は賃貸（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付随する使用、保管又は賃貸に限る。）から取得する利得

(iv) 他の企業に代わって行う国際運輸に係る切符の販売（船舶又は航空機を国際運輸に運用することに付隨する販売に限る。）から取得する利得

6 協定第十条から第十三条まで及び第二十二条の規定に關し、所得が生ずる基因となる株式、信用に係る債権又はその他の権利若しくは財産の設定又は移転に関与した者が、これらの条の規定による特典を受けることを当該設定又は移転の主たる目的の全部又は一部とする場合には、当該所得に対しては、これらの条の規定による租税の軽減又は免除は与えられないことが了解される。

7 協定第十二条の規定に關し、同条の規定にかかわらず、オマーン国内において生ずる利子であつて、日本国の法令に基づいて設立された年金基金が受益者であるものに対しては、日本国においてのみ租税を課することができる。

8 協定第十三条の規定に關し、「公認の有価証券市場」とは、次のものをいうことが了解される。

(a) 日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(b) オマーン国のマスカット証券取引所

(c) 同条2の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するその他の有価証券市場

9 協定第十六条の規定に關し、「法人の役員」には、オマーン国の居住者である法人の經營委員会その他これに類する機関であつて、オマーン国の關係法令に規定するものの構成員を含むことが了解される。

10 協定のいかなる規定も、日本国が、匿名組合契約又はこれに類する契約に基づいて取得される所得及び収益に対して、日本国の法令に従つて源泉課税することを妨げるものではない。

11 協定第二十五条の規定に關し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であつて、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十四年一月九日にマスカットで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書一通を

作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

久枝譲治

オマーン国政府のために

ダルウェイ・シユ・ビン・イスマーイール・ビン・アリ・アル・バルーシー

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定の締結について承認を求める件(参議院送付)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

政府は、オマーン国との間の所得に対する租税に関する二重課税及び脱税の防止のための協定を締結するため、平成二十三年十一月から政府間交渉を行つてき。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十六年一月九日にマスカットにおいて、本協定の署名が行された。

本協定は、人的交流及び経済的交流等に伴つて発生する国際的な二重課税の回避並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とオマーン国との間で課税権を調整するとともに、両国における配当利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率並びに租税に関する情報交換の実施等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、復興特別法人税及び住民税、オマーン国については所得税であること。

2 一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税できること。

3 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権のある株式の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人である場合には当該配当額の五パーセントを、その他の全ての場合には当該配当額の十パーセントを、それぞれ超えない額を課税できること。

4 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該利子額の十パーセントを超えない額を課税できること。

5 一方の締約国内において生じ、他方の締約国に居住するに支払われる著作権、特許権、商標権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該使用料が生じた一方の締約国においても、当該使用料の額の十パーセントを超えない額を課税できること。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、情報交換の実施により、国際的な脱税及び租税回避行為を防止しつつ、課税権の調整が図られ、両国間の人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待されるので、有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

6 我が国及びオマーン国においては、いずれも外国税額控除方式により二重課税を除去すること。

7 兩締約国の権限のある当局は、この協定の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を

合意によつて解決するよう努めるとともに、この協定に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができること。

学校図書館法の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。
平成二十六年六月十日

提出者

笠 浩史

丹羽 稲津 秀樹

久 柏倉 勝生

祐司 青木 愛

松原 吉川 贊成者
仁外六十三名

学校図書館法の一部を改正する法律
学校図書館法(昭和二十八年法律第二百八十五号)
第七条中「国は」の下に「第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(学校司書)

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

(検討)

国は、学校司書(この法律による改正後の学校図書館法(以下この項において「新法」という。)第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。)の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘察し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めるとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るための研修の実施その他を講ずるよう努める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

学校図書館法の一部を改正する法律案(笠浩史君外六名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館

の利用の一層の促進に資するため、学校司書を置くよう努めることとともに、国及び地方公共団体は学校司書の資質の向上を図るために、国及び地方公共団体は学校司書の職務の必要な措置を講ずるよう努める等とする本案である。

は学校司書の資質の向上を図るために、国及び地方公共団体は学校司書の職務の必要な措置を講ずるよう努める等とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学校司書

(一) 学校には、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(以下「学校司書」といいう。)を置くよう努めなければならないこと。

(二) 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(一) この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。

(二) 国は、この法律の施行後速やかに、新法の状況等を勘察し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 施行期日等

学校図書館法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

〔別紙〕

衆議院議長 伊吹 文明殿

文部科学委員長 小渕 優子

右の議案を提出する

平成二十六年六月十一日

政府及び地方公共団体は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府及び地方公共団体は、本法の施行に当たっては、学校司書の重要性に鑑み、必要な学校司書の配置を進めることとし、その際、現在の配置水準が下がることのないよう留意すること。

二 政府は、学校司書の配置の促進のために現在講じられている措置の充実に努めるとともに、地方公共団体に対し、その趣旨を周知するよう

努めること。

書の資質の向上を図るために、国及び地方公共団体の必要な措置を講ずるよう努める等とする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して下村文部科学大臣から、「政府としては反対である。」旨の意見が述べられた。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年六月十一日

六 平成九年の学校図書館法の一部改正時の衆参両院における附帯決議等を踏まえ、司書教諭及び学校司書の職務の在り方について、その実態を踏まえ引き続き検討を行うこと。

五 政府及び地方公共団体は、司書教諭の職務の重要性を踏まえ、十一学級以下の学校における司書教諭の配置の促進を図ること。

四 政府は、学校司書の職の在り方や、配置の促進や資質の向上のために必要な措置等について、地方公共団体が自主的に推進している取組に十分配慮しつつ、検討を行うこと。

三 政府及び地方公共団体は、学校司書の職務の重要性を踏まえ、学校司書が継続的・安定的に職務に従事できる環境の整備に努めること。

目次

サイバーセキュリティ基本法

内閣委員長 柴山 昌彦

提出者

平成二十六年六月十一日

第三章 基本的施策(第十三条—第二十三条)

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(第二十四条—第三十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴つて世界的な規模で生じているサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが緊要の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国のサイバーセキュリティに関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施策の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るとともに、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若し

くは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の

防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要

な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する

不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

(基本理念)

第三条 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による情報の自由な流通の確保が、これを通じた表現の自由の享有、イノベーションの創出、経済社会の活力の向上等にとって重要であること

に鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威に

対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者(国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれがあるもの)等の多様な主体の連携により、積極的に対応することを旨として、行われなければならない。

い。

2 サイバーセキュリティに関する施策の推進

は、国民一人一人のサイバーセキュリティに関する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威

による被害を防ぎ、かつ、被害から迅速に復旧できる強靭な体制を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならぬ。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならぬ。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国は経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれてゐることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

(サイバー関連事業者その他の事業者の責務)

第六条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのつとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第七条 サイバー関連事業者(インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威の対応に際して、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 サイバーセキュリティに関する施策の推進に當たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、サイバーセキュリティに対する認識を深め、自発的に対応することを促すとともに、サイバーセキュリティに対する脅威

務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行われなければならぬ。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国は経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれてゐることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを旨として、国際的協調の下に行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基本理念に配慮して行われなければならない。

(サイバー関連事業者その他の事業者の責務)

第六条 重要社会基盤事業者は、基本理念にのつとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第七条 サイバー関連事業者(インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行う者をいう。以下同じ。)その他の事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に鑑み、サイバーセキュリティに対する脅威の対応に際して、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

6 サイバーセキュリティに関する施策の推進に當たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない。

(教育研究機関の責務)

第八条 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのつとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに係

る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

する研究及びその成果の普及に努めることともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第九条 国民は、基本理念とのつとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。(行政組織の整備等)

第十一条 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章 サイバーセキュリティ戦略

第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために、サイバーセキュリティに関する基本的な計画

(以下「サイバーセキュリティ戦略」という。)を定めなければならない。

2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針

二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項

三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体(以下「重要社会基盤事業者等」という。)におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならぬ。

4 政府は、サイバーセキュリティ戦略を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の変更について準用する。

6 政府は、サイバーセキュリティ戦略について、その実施に要する経費に關し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲

内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する基準の策定、演習及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとす

る。

第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国の国際競争力の強化に

とつて重要なことに鑑み、これらの者が自

設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五条の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)等におけるサイバーセキュリティに関する情報システムの共同

運営、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関に対する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民一人一人が自発的にサイバーセキュリティの確保に努めることが重要であることに鑑み、日常生活における電子計算機又はインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。

3 多様な主体の連携等

第十六条 国は、関係府省相互間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体

が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策に取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)

第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する犯罪の取締り及びその被害の拡大の防止のため必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)

第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応

第十九条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国に重大な影響を及ぼす

おそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(産業の振興及び国際競争力の強化)

第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るため、サイバーセキュリティに関する、先端的な研究開発の推進、技術の高度化、人材の育成及び確保、競争条件の整備等による経営基盤の強化及び新たな事業の開拓、技術の安全性及び信頼性に係る規格等の国際標準化及びその相互承認の枠組みへの参画その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第二十条 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関し、研究体制の整備、技術の安全性及び信頼性に関する基礎研究及び基礎的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な待遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者の養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第二十二条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進等)

第二十三条 国は、サイバーセキュリティに関する分野において、我が国との国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関する重要な事象に対する施策の評価(原因究明のための調査を含む。)に関するこ

キュリティに関する、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバーセキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が

解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(設置)
第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

(所掌事務等)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価(監査を含む。)その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。

三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価(原因究明のための調査を含む。)に関するこ

キュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その

他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に關すること。

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聽かなければならない。

3 本部は、サイバーセキュリティに関する重要事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

(組織)

4 本部は、我が国安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要事項について、国家安全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長、サイバーセキュリティ戦略副本部長及びサイバーセキュリティ戦略本部員をもつて組織する。

(サイバーセキュリティ戦略本部長)

第二十七条 本部の長は、サイバーセキュリティ戦略本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 本部長は、第二十五条第一項第二号から第四号までに規定する評価又は第三十条若しくは第

三十一条の規定により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。

4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(サイバーセキュリティ戦略副本部長)

第二十八条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(サイバーセキュリティ戦略副本部員)

第二十九条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第五号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く)をもつて充てる。

一 國家公安委員会委員長
二 総務大臣
三 外務大臣
四 経済産業大臣
五 防衛大臣
六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本

部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認められた者として内閣総理大臣が指定する者

七 サイバーセキュリティに関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるとこにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を依頼することができる。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大學共同利用機関法人(同条第三項に規定する大學共同利用機関法人をいう。)の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に關し行政官庁の認可を要する法人を

いう。)であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに關する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行なう関係機関の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

第三十二条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めることは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めるときは、本部に対する協力を依頼することができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(事務)

第三十三条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十四条 本部に係る事項については、内閣法に規定する主任の大臣は、内閣総理大臣とする。(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關する事項は、政令で定める。

(検討)

第三十六条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

		建築士法の一部を改正する法律	
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部	次の一項を加える。
		を次のように改正する。	改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に
		目次中「第四章 業務(第十八条—第二十二条の三)」を「第四章 業務(第十八条—第二十二条の三)」と改める。	次の二項を加える。
		「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正」	第十一条の十三第二項を次のように改める。
		第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。	第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
		第二十六条第一項中「事務」の下に「(サイバー セキュリティ)基本法(平成二十六年法律第号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバー セキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。」を加える。	第十条の十三第三項を削る。
		理由	第十条の十九第一項中「第三項及び第五項」を
		サイバー セキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、サイバー セキュリティに関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びサイバー セキュリティ戦略の策定その他法律案を提出する理由である。	「から第四項まで及び第六項」に、「第十条の二の」の規定による立入検査について準用する。
		同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。	第十条の二十一第一項中「及び第三項」を「から第四項まで及び第六項」に、「第十条の二の」の規定による立入検査について準用する。
		3 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証に記載された事項等に変更があったときは、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に対し、一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証の書換え交付を申請することができる。	第十条の二十一第一項中「及び第三項」を「から第四項まで及び第六項」に、「第十条の二の」の規定による立入検査について準用する。
		建築士法の一部を改正する法律案	第十条の二十一中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。
		右の議案を提出する。	第十条の三十四第二項中「第十条の十三第二項及び第三項」を「第十条の二第三項及び第四項」に改める。
		平成二十六年六月十一日	第十条の二十一中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。
	提出者	国土交通委員長 梶山 弘志	第十八条に次の二項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十一条第一項中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。
		平成二十六年六月十一日	第十九条の二に次の二項を加える。
		建築士法の一部を改正する法律案	4 第二項に次の一項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行ふ場合においては、建築設備士の意見を聽くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に際しては、この限りでない。
		建築士法の一部を改正する法律案	第十九条の次に次の二項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の十三第二項を次のように改める。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の二第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の十三第三項を削る。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の十九第一項中「第三項及び第五項」を
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	「から第四項まで及び第六項」に、「第十条の二の」の規定による立入検査について準用する。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の二十一中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十条の三十四第二項中「第十条の十三第二項及び第三項」を「第十条の二第三項及び第四項」に改める。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十八条に次の二項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十一条第一項中「第十条の二第一項第一号」を「第十条の二の二第一項第一号」に改める。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十九条の二に次の二項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	4 第二項に次の一項を加える。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	建築士は、延べ面積が二千平方メートルを超える建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行ふ場合においては、建築設備士の意見を聽くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合には、設計に際しては、この限りでない。
		建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を改正する法律案	第十九条の次に次の二項を加える。

(建築士免許証等の提示)

第十九条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、第二十三条第一項に規定する設計等の委託者(委託しようとする者を含む。)から請求があつたときは、一級建築士免許証、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証又は二級建築士免許証明書、二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書を提示しなければならない。

第二十条第五項中「建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者」を「建築設備士」に改める。

第四章の次に次の「一章」を加える。

(設計受託契約等の原則)

第二十二条の三の二 設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約(以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」という。)の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約の内容)

第二十二条の三の三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 設計受託契約にあつては、作成する設計図

書の種類

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

七 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものと変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

八 第二十二条の三の四 設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとする者は、第二十五条に規定する報酬の基準に準拠した委託代金で設計受託契約又は工事監理受託契約を締結するよう努めなければならない。

九 第二十三条の二第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の「一号」を加える。

五 建築士事務所に属する建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

十 第二十三条の四第一項第七号を同項第九号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の「一号」を加える。

十一 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

十二 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものと変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

十三 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第二十二条の三の三の規定を適用する。

十四 第二十二条の三の三の規定は、第一項又は第二項の規定による書面の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、「建築主」とあるのは「契約の相手方」

と、「当該結果」とあるのは「当該書面に記載すべき事項」と、「報告する」とあるのは「通知する」と、「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」と読み替えるものとする。

十五 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が、第一項の規定により書面を相互に交付した場合(前項の規定により読み替えて準用する第二十条第四項の規定により書面を交付したものとみなされる場合を含む。)には、第二十四条の八第一項の規定は、適用しない。

十六 第二十二条の三の四 第二十四条第三項中「技術的事項を総括し、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

十七 第二十四条第三項中「技術的事項を総括し、その者と建築士事務所の開設者が異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べる」を「次に掲げる技術的・事項を総括する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 受託可能な業務の量及び難易並びに業務の内容に応じて必要となる期間の設定

二 受託しようとする業務を担当させる建築士その他の技術者の選定及び配置

三 他の建築士事務所との提携及び提携先に行わせる業務の範囲の案の作成

四 建築士事務所に属する建築士その他の技術者の監督及びその業務遂行の適正の確保

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成二年法律第七十七号)第二条第六

号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)

第23条の五第一項中「又は第三号から第五号まで」を「第三号、第四号又は第六号」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の「一項」を加える。

二 工事監理受託契約にあつては、工事と設計図書との照合の方法及び工事監理の実施の状況に関する報告の方法

三 当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別並びにその者が構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、その旨

四 報酬の額及び支払の時期

五 契約の解除に関する事項

六 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、設計受託契約又は工事監理受託契約の内容で前項各号に掲げる事項に該当するものと変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

七 延べ面積が三百平方メートルを超える建築物の新築に係る設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者は、第二十二条の三の三の規定を適用する。

八 暴力団員等がその事業活動を支配する者

九 管理建築士は、その者と建築士事務所の開設者とが異なる場合においては、建築士事務所の開設者に対し、前項各号に掲げる技術的・事項に

関し、その建築士事務所の業務が円滑かつ適切に行われるよう必要な意見を述べるものとする。

5 建築士事務所の開設者は、前項の規定による

管理建築士の意見を尊重しなければならない。

第二十四条の三第二項中「共同住宅その他の多數の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの」を「延べ面積が三百平方メートルを超える建築物」に改める。

第二十四条の七第一項中「設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約（以下それぞれ「設計受託契約」又は「工事監理受託契約」といふ。）」を「設計受託契約又は工事監理受託契約」に改める。

第二十四条の八第一項第一号中「前条第一項各号」を「第二十二条の三の三第一項各号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

（保険契約の締結等）

第二十四条の九 建築士事務所の開設者は、設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条中「定め、これを勧告する」を「定める」に改める。

第二十六条第一項第二号中「第五号」の下に「第六号」を加え、「第六号（法人）」を「第七号（法人）」に、「又は第七号」を「第八号又は第九号」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第二号中

「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加え

二第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに

一 建築士事務所の開設者が第二十二条の三の三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに

二号とし、同項に第一号として次の一号を加え

三第一項から第四項まで又は第二十四条の二から第二十四条の八までの規定のいずれかに

た者 第四十四条第一号中「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「第十条の二」第四項」を「第十条の二の二

別表第一中「第十条の二」を「第十条の二の二」に

二第五項」に改める。

附 則 別表第一中「第十条の二」を「第十条の二の二」に

改める。

者については、第一項に規定する更新の登録の申請又は同項の規定による届出があつた時から適用する。

4 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても同項の刑を科する。

第四条 新法第二十四条の三第二項の規定は、施行日前に建築士事務所の開設者が委託を受けた設計又は工事監理の業務については、適用しない。

第三条 建築士事務所の開設者（この法律の施行の際現にこの法律による改正前の建築士法第二十三条の三第一項の規定による登録を受けていた者に限る。第三項において「既登録者」といいう。）は、施行日から起算して一年以内に新法第二十三条の二の規定による更新の登録の申請をする場合を除き、施行日から起算して一年以内に、同条第五号に掲げる事項を、当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により建築士事務所の閉鎖を命じようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条规定による意見陳述のための手続の区分にかかるわらず、聴聞を行わなければならない。

3 新法第二十三条の三第一項及び第二十三条の四の規定は、前項の規定による届出があつた場合は都道府県知事が第一項の規定により建築士事務所の登録を取り消し、又は建築士事務所の閉鎖を命ずる場合について、同条第五項の規定は

都道府県知事が第一項の規定による処分をした場合について、それぞれ準用する。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(建築基準法の一部改正)

第七条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改め、同条第十一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同条第十七号中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改める。

第五条の六第二項及び第三項中「第一条第六項」を「第一条第七項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第百五十四号(中「第十条の二第一項第一号」を第十条の二の二第一項第一号)に

改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第九条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の百九の項中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第十条 住宅の品質確保の促進等に関する法律

(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に、「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

(景観法の一部改正)

第八条 景観法(平成十六年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(調整規定)

第十二条 施行日が建築基準法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五十四号)の施行の日

前である場合には、附則第七条中「第五条の六第二項」とあるのは、「第五条の四第二項」とす

る。

右の議案を提出する。
内水面漁業の振興に関する法律案
農林水産委員長 坂本 哲志
(基本理念)

第一条 内水面漁業の振興に関する施策は、内水面漁業が水産物の供給の機能及び多面的機能を有しており、国民生活の安定向上及び自然環境の保全に重要な役割を果たしていることに鑑み、内水面漁業の有する水産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に發揮され、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるようになることを旨として、講ぜられなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「内水面漁業」とは、内水面における水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

(目的)

2 この法律において「多面的機能」とは、生態系その他の自然環境の保全、集落等の地域社会の維持、文化の伝承、自然体験活動等の学習の場並びに交流及び保養の場の提供等内水面漁業の生産活動が行われることにより生ずる水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

(国の責務)

第一条 この法律は、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定める。

(目的)

3 この法律において「内水面漁業者」とは、内水面漁業を営む者をいう。

とにより、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もつて内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、内水面漁業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえ、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(内水面漁業者の努力)

第六条 内水面漁業者は、内水面における水産資源(以下「内水面水産資源」という。)の回復、内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項を踏まえ、その地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めることとし、國又は地方公共団体が実施する内水面漁業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第七条 国は、内水面漁業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第八条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の振興に関する施策を効果的に実施するため、國、関係地方公共団体、海面及び内水面に係る漁業協同組合その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(第二章 基本方針等)

第九条 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 内水面漁業の振興に関する基本的方向

二 内水面水産資源の回復に関する基本的事項

三 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項

四 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項

五 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

3 基本方針は、水産基本法(平成十三年法律第八十九号)第十一條第一項の水産基本計画との調和が保られたものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本方針を変更するものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県計画)

第十一条 都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

(基本方針)

らの施策の実施に関する計画(以下この条において単に「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県は、計画を定めようとする場合において、当該計画に係る内水面について河川管理者(河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第七条(同法第百条第一項において準用する場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。)の長が指定区間(河川法第九条第三項に規定する指定区間をいう。)内の一级河川の管理の一部を行う場合は、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。

3 第三十五条第三項において同じ。)があるときは、あらかじめ、当該河川管理者に協議しなければならない。

4 前二項の規定は、計画の変更について準用する。

5 都道府県は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6 国及び地方公共団体は、水害等による内水面水産資源に係る被害が甚大である場合において特に必要があると認めるときは、内水面水産資源を緊急に回復するための種苗の放流の実施等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

7 第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

必要な事項について調査を行なうよう努めるものとする。

第二節 内水面水産資源の回復に関する施策

(内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等)

第十二条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進を図るため、自然環境との調和に配慮しつつ、内水面水産資源の種苗の生産及び放流の推進、増殖及び養殖に関する他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十三条 国及び地方公共団体は、オオクチバス等の特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第二条第一項に規定する特定外来生物をいう。)及びカワウ等の鳥獣(鳥類又は哺乳類に属する野生生物をいう。)(以下この条において「特定外来生物等」と総称する。)による内水面水産資源に対する被害を防止するため、当該被害を防止するための措置の実施に対する支援、特定外来生物等の効果的な駆除のた

<p>めの技術開発、特定外来生物等の広域的な個体数を管理する手法の開発その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等)</p>	
<p>第十四条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防及びまん延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>第三節 内水面における漁場環境の再生 (内水面に係る水質の確保) に関する施策</p>	
<p>第十五条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資する施設の整備)源に係る伝染性疾病の予防及びまん延の防止を図るため、必要な情報の提供、内水面水産資源に係る移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>第十六条 国及び地方公共団体は、内水面における豊かな水量が内水面水産資源の保全及び栄養塩類の海への円滑な流入による海洋水産資源の保全に資することに鑑み、内水面における水量の確保を図るため、雨水を地下に浸透させる機能を有する施設の普及その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(森林の整備及び保全)</p>	
<p>第十七条 国及び地方公共団体は、森林の有する水源の涵養の機能の發揮により良質な水の安定供給を確保する観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、森林の整備及び保全に努めるものとする。</p>	
<p>第十八条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育に資するため、魚道の整備及びその適切な維持管理、産卵場の造成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(自然との共生及び環境との調和に配慮した河川整備の推進)</p>	
<p>第十九条 国及び地方公共団体は、内水面水産資源の生育環境の改善その他内水面に係る生態系の保全に資するよう、自然との共生及び環境との調和に配慮した河川の整備を推進するよう努めるものとする。</p>	
<p>第四節 内水面漁業の健全な発展に関する施策</p>	
<p>(効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成)</p>	
<p>第二十条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を育成するため、内水面に係る漁業協同組合に対し、技術及び経営についての助言及び指導その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>(多面的機能の發揮に資する取組への支援等)</p>	
<p>第二十一条 国及び地方公共団体は、内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に發揮されるよう、内水面漁業者が行う多面的機能の發揮に資する取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>(人材の育成及び確保)</p>	
<p>第二十二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な内水面漁業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、内水面漁業者の漁業の啓発活動その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>第五節 指定養殖業の許可及び届出養殖業の届出</p>	
<p>第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の需要に即した内水面水産資源の生産並びに加工及び流通が行われるよう、内水面水産資源の食材としての品質の向上の取組、内水面水産資源に係る商品の開発及び需要の開拓の取組等に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>第二十四条 国及び地方公共団体は、回遊魚類(回遊魚類の増殖の取組への支援等)</p>	
<p>第二十五条 国及び地方公共団体は、内水面漁業に対する国民の理解と関心の増進)</p>	
<p>3 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要がある。以下この条において同じ。の持続的な利用の確保を図るため、回遊魚類の増殖の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>4 第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p>	
<p>5 農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならない。</p>	
<p>6 農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。</p>	

(休業の届出)

第二十七条 指定養殖業の許可を受けた者(以下「許可養殖業者」という。)が農林水産省令で定める期間以上にわたって休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ農林水産大臣に届け出なければならない。

(届出養殖業の届出)

第二十八条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの(以下「届出養殖業」という。)を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

一 名称又は氏名及び住所

二 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

三 養殖場の名称及び所在地

四 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出養殖業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 届出養殖業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4 第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業について定め

るものとする。

5 第二十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の政令について準用する。

(実績報告書の提出)

第二十九条 許可養殖業者及び届出養殖業者は、農林水産省令で定めるところにより、指定養殖業又は届出養殖業を行う養殖場ごとの当該養殖業に係る実績報告書を作成し、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、農林水産省令で定めることにより、指定養殖業又は届出養殖業を行なう養殖場ごとの当該養殖業に係る水産動植物の量その他の養殖業の実態に関する事項を記載しなければならない。

(漁業法の準用)

第三十条 指定養殖業の許可に関しては、漁業法

第三章(第五十二条から第五十五条まで、第五十六条第一項第三号、第五十八条の二第一項た

だし書及び第五項、第五十九条第四号並びに第六十二条の二第二項を除く。)及び第一百三十三条の規定を準用する。この場合において、これら

の規定中「指定漁業」とあるのは「指定養殖業」と、同法第五十八条第一項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的かつ健全な発展」と、同法第六十三条第一項中「第三十五条(休業の届出)、第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり」とあるのは「公益上必要があると認められたものと解してはならない。

3 第二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(提出書類の経由機関)

第三十二条 この節の規定又は当該規定に基づく命令の規定により農林水産大臣に提出する申請書その他の書類は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事を経由して提出しなければならない。

調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のための公益上必要なと認めるとときは、」と、「漁業調整」とあるのは「水産動植物の繁殖保護、漁業調整」とあるのは「漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的な利用の確保、内水面漁業の持続的かつ健全な発展」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(報告徴収及び立入検査)

第三十一条 農林水産大臣は、指定養殖業の許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてしたと、「次の順序に従つて」とあるのは「当該許可において定められた水産動植物の量について」と、同条第四項中「係る船舶の隻数」とあるのは「係る水産動植物の量の合計」と、「公示した総量」と、同項第一号中「船舶(母船式漁業にあつては、母船又は独航船等。第六項において同じ。)の申請者別隻数」とあるのは「水産動植物の申請者別の量」と、同法第六十条第三項中「水産動植物の繁殖保護又は漁業調整」とあるのは「内水面水産資源の持続的かつ健全な発展」と、同法第六十三条第一項中「第三十五条(休業の届出)、第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項」と、「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり」とあるのは「公益上必要があると認めるときは、免許をするにあたり」とあるのは「公益上必要があると認められたものと解してはならない」とあるのは「漁業調整その他の公益上必要があると認めるときは、免許をするにあた

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 この節に規定する農林水産大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(農林水産省令への委任)

第三十四条 この節に規定するもののほか、指定養殖業の許可又は届出養殖業の届出に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第四章 協議会

第三十五条 内水面において漁業法第六条第五項に規定する共同漁業の免許を受けた者(以下この条において「共同漁業権者」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、当該免許に係る都道府県知事に対し、当該免許に係る内水面における内水面水産資源の回復、内水面における漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に必要な措置について協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を設置するよう申し出ることができる。

2 前項の申出に係る都道府県は、同項の協議が必要であると認めるときは、協議会を設置することができる。

3 協議会は、当該協議会を設置する都道府県、第一項の規定により当該協議会の設置を申し出た共同漁業権者、当該協議会における協議に係る内水面について河川管理者がある場合には当該河川管理者、当該協議会における協議に係る事項について学識経験を有する者その他当該都道府県が必要と認める者で構成するものとする。

第五章 賞罰

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収されることができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収されることができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十七条 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 第二十七条又は第二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又

は人の業務又は財産に関して、第三十六条第一項、第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

第十四条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収されることがある。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

2 前項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、國及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

(検討)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。(平成二十三年原子力事故による被害等への対策)

第四条 国及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(次項において「平成二十三年原子力事故」という。)により被害を受けた地域における内水面漁業の復興及び

再生を推進するため、内水面に影響が少ない放射性物質による汚染の除去等の措置に係る技術の開発、事故由来放射性物質(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十号))第一条に規定する事故由来放射性物質をいう。)による汚染の有無又はその状況が明らかになつていていないことに起因する漁場の利用への支障及び内水面水産資源の販売の不振への対処の取組に対する支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十五条 第三十条において準用する漁業法第六十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して指定養殖業を営んだ者

二 許可養殖業者であつて第三十条において準用する漁業法第六十一条の規定に違反した者

三 指定養殖業の許可に付けた制限又は条件に違反して指定養殖業を営んだ者

四 指定養殖業の停止中その指定養殖業を営んだ者

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する水産動植物又はその製品は、没収されることがある。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

2 前項に定めるもののほか、國及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、國及び地方公共団体は、当分の間、平成二十三年原子力事故による災害に伴い講ぜられた内水面水産資源の出荷を停止する措置及び内水面水産資源の採捕を禁止する等の措置により損失を受けた内水面に係る漁業協同組合を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水産基本法の一部改正)

第六条 水産基本法の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)」を「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第(号)」に改める。

理由

内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進するため、内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政書士法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十二日

提出者

総務委員長 高木 陽介

行政書士法の一部を改正する法律

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「いう」の下に「次号における第七条の三」を「第七条の四」に改める。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号 行政書士法の一部を改正する法律案 国会法の一部を改正する法律案

いて同じ」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の二に次の一号を加える。

二 前条の規定により行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に對する不服申立ての手続について代理し、及びその手続について官公署に提出する書類を作成すること。

第一条の三に次の二項を加える。
2 前項第二号に掲げる業務は、当該業務について日本行政書士会連合会がその会則で定めるところにより実施する研修の課程を修了した行政書士(以下「特定行政書士」という。)に限り、行うことができる。

理由

第七条の三中「登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、行政書士名簿、行政書士証票その他」を「行政書士の」に改め、第三章中同条を第七条の四とし、第七条の二の次に次の二条を加える。

(特定行政書士の付記)

第七条の三 日本行政書士会連合会は、行政書士が第一条の三第二項に規定する研修の課程を修了したときは、遅滞なく、当該行政書士の登録

に特定行政書士である旨の付記をしなければならない。

2 日本行政書士会連合会は、前項の規定により行政書士名簿に付記をしたときは、その旨を当該行政書士に書面により通知しなければならぬ。

い。

第十三条の三中「第一条の三」を「第一条の三第三号」に改める。

一項(第二号を除く。)に改める。

第十三条の六中「第一条の三」を「第一条の三第一項(第二号を除く。)に、「法令等に基づき行政書士が行うことができる業務のうちこれらの条に規定する業務に準するものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を「次に掲げる業務」に改め、同条ただし書中「当該総務省令」を「第一号の総務省令」に改め、「当該業務」の下に「及び第二号に掲げる業務」を加え、同条に次の各号を加える。

二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務のうち第一号を除く。に規定する業務に準するものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を「次に掲げる業務」に改め、同条ただし書中「当該総務省令」を「第一号の総務省令」に改め、「当該業務」の下に「及び第二号に掲げる業務」を加え、同条に次の各号を加える。

理由

二 第一条の三第一項第二号に掲げる業務のうち第一号を除く。に規定する業務に準するものとして総務省令で定める業務の全部又は一部を「次に掲げる業務」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第一条の三第二項に規定する研修その他の行政書士の研修に関する規定

附 則

(施行期日)

右の議案を提出する。

平成二十六年六月十日

提出者

大島 敦 後藤 祐一

藤井 孝男 山田 宏

賛成者
安住 淳外百十一名

等に関する法律(平成二十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四十三条中行政書士法第四条の十八の改正規定の前に次のように加える。

第一条の三第一項第二号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

国会法の一部を改正する法律
国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を
次のように改正する。

第五十四条の四第一項中「第一百五条」を「から
第一百五条まで」に改める。

第一百四条の次に次の二条を加える。

第一百四条の二 各議院又は各議院の委員会から、
審査又は調査のため、各議院又は各議院の委員
会に提出される報告又は記録に含まれる情報の
保護に關し必要なものとして各議院の議決によ
り定める措置を講じた上で、内閣又は官公署に
対し、必要な報告又は記録の提出を求めたとき
は、前条の規定及び他の法令の規定にかかわら
ず、内閣又は官公署は、報告又は記録の内容に
事前に同意を得ることなく第三者に提供しない
ことを条件に提供された情報であつて現にその
提供に同意が得られていないもの又は人的情報
源に關する情報が含まれる場合を除き、その求
めに応じなければならない。

内閣又は官公署が前項の求めに応じないとき
は、その理由を議長に疎明しなければならない。
この場合において、議長は、その理由を受
諾し得るか否かについて、副議長等(副議長及
び議長が必要と認める場合にあつては議長が指
名する者をいう。以下この条において同じ。)の
意見を聽くものとする。

議長が前項の理由を受諾し得る場合には、内
閣又は官公署は、その報告又は記録をその議院
又は委員会に提出する必要がない。

第二項の理由において第一項の規定により提
出を始めた報告又は記録の内容に同項に規定す
る情報が含まれる旨が示されたときは、議長
は、副議長等の意見を聽いて、更にその報告又
は記録の内容に同項に規定する情報が含まれる
旨の内閣の声明を要求することができる。その
声明があつた場合は、内閣又は官公署は、その
報告又は記録の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に内閣がその声明を出
さないときは又は第二項の理由において第一項の
規定により提出を始めた報告若しくは記録の内
容に同項に規定する情報が含まれる旨が示され
ず、かつ、議長がその理由を受諾することができ
ないときは、内閣又は官公署は、先に求めら
れた報告又は記録を議長に提示しなければなら
ない。この場合において、議長は、副議長等と
ともにその報告又は記録を閲覧するものとす
る。

議長が、副議長等の意見を聽いて、前項の規
定により提示された報告又は記録に含まれる情
報が既に公になつてゐるものと認めたときは、
内閣又は官公署は、第一項の措置が講ぜられな
くとも、当該報告又は記録を同項の規定により
提出しなければならない。

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査
のため、各議院の議決により定める情報の保護措
置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な
報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官
公署は、原則としてその求めに応じなければならない
ものとする必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において両議院の議長が協議して
定める日から施行する。

2 両議院の議長は、前項の日を定めたときは、
これを官報に公示する。

理由

各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査
のため、各議院の議決により定める情報の保護措
置を講じた上で、内閣又は官公署に対し、必要な
報告又は記録の提出を求めたときは、内閣又は官
公署は、原則としてその求めに応じなければならない
ものとする必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

3 2の理由において報告等に1の情報が含ま
れる旨が示されたときは、議長は更に内閣の
声明を要求することができるものとし、声明
があつた場合、内閣等は、報告等を提出する
必要がないものとすること。

4 3の要求後十日以内に内閣が声明を出さな
いとき又は2の理由において1の情報が含ま
れる旨が示されず、かつ、議長が当該理由を
受諾することができないときは、内閣等は、
その報告等を議長に提示しなければならない

ものとし、議長は、副議長等とともに提示された報告等を閲覧するものとすること。

5 議長が4により提示された報告等に含まれる情報が既に公になっているものと認めたときは、内閣等は、1の措置が講ぜられなくとも、当該報告等を提出を求めた議院又は委員会に提出しなければならないものとする。

と。

6 5のほか、議長が、4により提示された報告等が1の措置を講じた議院又は委員会に提出された場合には国家の極めて重大な利益に回復しがたい悪影響を及ぼすこととなると認めめたときを除き、内閣等は、当該報告等を1の措置を講じた議院又は委員会に提出しなければならないものとすること。

7 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において両議院の議長が協議して定める日から施行すること。

二 議案の否決理由

本案は、各議院又は各議院の委員会から、審査又は調査のため、内閣又は官公署に対し必要な報告等を求めたときにおける、内閣等の応諾義務について定めようとするものであるが、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年六月十二日

議院運営委員長 逢沢 一郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

国会法等の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十六年五月三十日

提出者

町村 信孝 中谷 元
大口 善徳

賛成者

あべ 俊子外三十五名

国会法等の一部を改正する法律

(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の

第五十四条の四第一項中「第百五条」を「から第百五条まで」に改める。

第十一章の三の次に次の二章を加える。

第十一章の四 情報監視審査会

第一百二条の十三 行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第八号。以下「特定秘密保護法」という。)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(特定秘密保護法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査

し、並びに各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会からの第百四条第一項(第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による特定秘密の提出の要求に

係る行政機関の長(特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

じ。)の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会を設ける。

第百二条の十四 情報監視審査会は、調査のため、特定秘密保護法第十九条の規定による報告を受ける。

第百二条の十五 各議院の情報監視審査会から調査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出(提示を含むものとする。以下「第百四条の三までにおいて同じ。」)を求めるときは、その求めに応じなければならない。

前項の場合における特定秘密保護法第十一条の規定による特定秘密保護法第十一条号イ中(各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会)とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項(同法第五十条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十号)第一条」とあるのは「第一百二条の十五第一項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条第二項(同法第五十四条の四第一項の規定により公開しないこととされたものとあるのは「調査(公開しないで行われるものに限る。)」)と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条」とあるのは「第十条(国会法第一百二条の十五第二項の規定により読み替

えて適用する場合を含む。)」とする。

行政機関の長が第一項の求めに応じないと認めたときは、その理由を説明しなければならない。

その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

国会法等の一部を改正する法律案及び同報告書

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

前項の場合における特定秘密保護法第十一条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第一百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十一号)第一条とあるのは「第一百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたものとあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十条とあるのは「第十条(国会法第二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

第一百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が第一項の求めに応じない場合について準用する。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の

勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その提出を求める報告又は記録の範囲を限定して行うことができる。

第一百二条の十五第三項から第五項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「その特定秘密の提出」とあり、並びに同条第五項中「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは、「その勧告に係る報告又は記録の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院又は委員会若しくは参議院の調査会に対して通知するものとする。

第一百二条の十八 各議院の情報監視審査会の事務は、その議長が別に法律で定めるところにより実施する適性評価(情報監視審査会の事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員における評価をいう。)においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないことについての職員又は職員における評価をいう。)に

おいてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれないと認められた者でなければ、行つてはならない。

第一百四条の三 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第一条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する範囲で、利用し、又は知ることができる

ものとする。

第一百二条の二十 情報監視審査会については、第六十九条から第七十二条まで及び第一百四条の規定を準用する。

第一百二条の二十一 この法律及び他の法律に定めるもののほか、情報監視審査会に関する事項は、各議院の議決によりこれを定める。

第一百四条の次に次の二条を加える。

第一百四条の二 各議院又は各議院の委員会が前条第一項の規定によりその内容に特定秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、行政機関の長が同条第二項の規定により理由を説明してその求めに応じなかつたときは、その議院又は委員会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院の情報監視審査会に対し、行政機関の長がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第一百四条の三 第百四条の規定により、その内容に特定秘密である情報を含む報告又は記録が各議院又は各議院の委員会に提出されたときは、その報告又は記録は、その議院の議員又は委員会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第一条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する範囲で、利用し、又は知ることができる

する法律(昭和二十二年法律第二百二十五条号)の一部を次のように改正する。

第一条中「提出」の下に「(提示を含むものとする。以下同じ。)」を加える。

第五条の四を第五条の八とし、第五条の三を第五条の七とし、第五条の二を第五条の六とし、第五条の次に次の四条を加える。

第五条の四を第五条の八とし、第五条の三を第五条の七とし、第五条の二を第五条の六とし、第五条の次に次の四条を加える。

第五条の二 各議院若しくは各議院の委員会又は両議院の合同審査会が第一条の規定によりその内容に特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第二百八号)以下「特定秘密保護法」という。)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報が含まれる証言又は特定秘密である情報を記録する書類の提出を公務員である証人又は公務員であった証人に求めた場合において、これららの証言又は書類に係る特定秘密の指定

(同項の規定による指定をいう。)をした行政機関の長(同項に規定する行政機関の長をい

う。以下この条及び次条において同じ。)が前条第二項の規定により理由を説明して同条第一項の承認を拒んだときは、その議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会は、同条第三項の規定により内閣の声明を要求することに代えて、その議院(両議院の合同審査会にあつては、その会長が属する議院)の情報監

視査会に対し、行政機関の長が同条第一項の承認を拒んだことについて審査を求め、又はこれを要請することができる。

第五条の三 情報監視審査会は、前条の規定に

よる審査の求め又は要請を受けた場合は、各議院の議決により定めるところにより、これについて審査するものとする。

各議院の情報監視審査会から審査のため、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出を求めたときは、その求めに応じなければならぬ。

前項の場合における特定秘密保護法第十一条第一項及び第二十三条第二項の規定の適用については、特定秘密保護法第十条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条とあるのは「議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第五条の三第二項」と、「審査又は調査であつて、国会法第五十二条第二項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査(公開しないで行われるものに限る。)」と、特定秘密保護法第二十三条第二項中「第十一条及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」とする。

行政機関の長が第一項の求めに応じないときは、その理由を説明しなければならない。その理由をその情報監視審査会において受諾し得る場合には、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の理由を受諾することができない場合は、その情報監視審査会は、更にその特定秘密の提出が我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明を要求することができる。その声明があつた場合は、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がない。

前項の要求後十日以内に、内閣がその声明を出さないときは、行政機関の長は、先に求められた特定秘密の提出をしなければならない。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果に基づき必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会の求めに応じて第五条第一項の承認をすべき旨の勧告をすることができる。この場合において、当該勧告は、その承認を求める証言又は書類の範囲を限定して行うことができる。

第四項から第六項までの規定は、行政機関の長が前項の勧告に従わない場合について準用する。この場合において、第四項及び第五項中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「その特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と第六項

中「行政機関の長は」とあるのは「証人は」と、「先に求められた特定秘密の提出」とあるのは「その勧告に係る証言又は書類の提出」と読み替えるものとする。

情報監視審査会は、第一項の審査の結果を、当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に対して通知するものとする。

第五条の四 前条の規定により、特定秘密が各議院の情報監視審査会に提出されたときは、その特定秘密は、その情報監視審査会の委員及び各議院の議決により定める者並びにその事務を行う職員に限り、かつ、その審査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

第五条の五 第一条の規定により、各議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に、その内容に特定秘密である情報が含まれる証言がされ、又は特定秘密である情報を記録する書類が提出されたときは、その証言又は書類は、その議院の議員若しくは委員会の委員又は合同審査会の委員及びその事務を行う職員に限り、かつ、その審査又は調査に必要な範囲で、利用し、又は知ることができるものとする。

(国会職員法の一部改正)
第三条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第五章の次に次の一章を加える。
第五章の二 適性評価
1 この法律は、特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)の施行の日から施行する。ただし、第三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
2 情報監視審査会の委員の選任のために必要な行為その他情報監視審査会の設置のために必要な準備行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号 国会法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(検討)

3 この法律の施行後、我が国が国際社会の中で我が国及び国民の安全を確保するために必要な海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置される場合には、国会における当該行政機関の監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

4

情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化のための方策については、国会において、常に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5

政府は、この法律の施行後速やかに、行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報の取扱いの適正を確保するための仕組みを整備するものとし、当該情報の提供を受ける国会における手続及びその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

6 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中「の会長」の下に「及び情報監視審査会の会長」を加える。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

（議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正）

7 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を

次のように改正する。

第六条中「憲法審査会」の下に「情報監視審査会」を加える。

理由

特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会法等の一部を改正する法律案(町村信孝君外二名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提出を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとするものである。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

1 国会法の一部改正

(一) 行政における特定秘密保護制度の運用を

常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況を調査し、各議院又

は各議院の委員会等からの特定秘密の提出

要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会(以下「審査会」という。)を設置すること。

(二) 行政機関の長は、審査会から調査のために特定秘密の提出を求められたときは、その求めに応じなければならないものとすること。ただし、求めに応じない理由を説明し、その理由を審査会が受諾し得る場合又は受諾できない場合において国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明があつたときは、行政機関の長には、その特定秘密の提出をする必要がないものとすること。

(三) 審査会は、調査の結果、行政機関の長に対し、運用改善の勧告を行い、勧告の結果とされた措置について報告を求めることができるものとすること。

(四) 委員会等が国政調査権に基づき特定秘密を含む報告・記録の提出を求め、行政機関の長が理由を疎明して求めに応じなかつたときは、委員会等は、内閣への声明の要求に代えて、審査会に審査を要請することができることとするとともに、その審査のために必要な特定秘密の提出手続については、(二)と同様の規定を整備すること。

(五) 審査会は、四の審査の結果、行政機関の長に対し、報告・記録の提出をすべき旨の勧告ができるものとし、行政機関の長がその勧告に従わない場合については(二)と同様の規定を整備すること。

(六) 委員会等に提出された特定秘密を利用

し、又は知ることができる者の範囲を定めること。

(七) 審査会の事務は、議長が実施する適性評価においてその事務を行つた場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者でなければ、行つてはならないものとすること。

2 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

1 の四から六と同様の規定を整備すること。

2 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正

1 の四から六と同様の規定を整備すること。

3 国会職員法の一部改正

職員等への適性評価の実施に係る規定を設けること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、特定秘密の保護に関する法律の施行の日から施行すること。

5 議案の可決理由

特定秘密の保護に関する法律附則第十条の規定に基づく検討を踏まえ、各議院に情報監視審査会を設置するとともに、国会において特定秘密の提供を受ける際の手続その他国会における特定秘密の保護措置を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

平成二十六年六月十二日

議院運営委員長 逢沢 一郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

認めたときに限り、その委員会の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、委員会の審査又は調査の事務を行う職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

第二百三十四条の次に次の二条を加える。

第二百三十四条の二 秘密会議の記録中特に秘密を要するものと議院において議決した部分又は

議院に提出(提示)を含むものとする。次項において同じ。)がされた特定秘密を他に漏らした者

に対しては、議長は、これを懲罰事犯として、懲罰委員会に付する。

員会で決議した部分又は委員会に提出がされた特定秘密を他に漏らした者に対しては、委員長は、○これを議長に報告し処分を求めなければならぬ。

前項の場合において、委員長が処分を求めるときは、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。

第二百五十六条の二 議員は、議院に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理

由があると議長が認めたときに限り、議院の審査又は調査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

前項の規定は、議院の審査又は調査の事務を行つ職員について準用する。この場合において、同項中「審査又は調査」とあるのは、「審査又は調査の事務の処理」と読み替えるものとする。

衆議院情報監視審査会規程
右の議案を提出する。

平成二十六年六月五日

提出者
町村 信孝 中谷 元
大口 善徳

賛成者
あべ 俊子外三十五名

2 委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
3 前項の規定により委員が選任された後、各会派の所属議員数に異動があつたため、委員の各会派割当数を変更する必要があるときは、第一項の規定にかかわらず、議院運営委員会の議を通じて、議院においてその議決により委員を変更することができる。

第四条 委員は、選任後遅滞なく、情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分及び情報監視審査会に提出され又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならない。

第一条 情報監視審査会は、行政における特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成二十五年法律第百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定(同項の規定による指定をいう。)及びその解除並びに適性評価(同法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。)の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長(同法第三条第一項に規定する行政機関の長をいう。以下同じ。)の判断の適否等を審査するものとする。

第二条 情報監視審査会は、八人の委員で組織する。

(委員数)

(委員)

第三条 委員は、会期の始めに議院においてその議決により選任し、議員の任期中その任にあるものとする。

監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、第三条第一項の規定にかかわらず、委員を解任されたものとする。

第六条 委員に欠員を生じたときは、その補欠は議院においてその議決により選任する。

第七条 情報監視審査会の会長は、情報監視審査会において委員が互選する。

第八条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し、秩序を保持し、情報監視審査会を代表する。

第九条 情報監視審査会は、会期中であると閉会中であると問わず、いつでも開会することができます。

第十条 会長は、情報監視審査会の開会の日時を定める。

第十二条 衆議院規則第六十七条第二項の規定は、情報監視審査会の開会について準用する。

第十三条 情報監視審査会は、特定秘密の適切な保護のために必要な措置を講じた情報監視審査室において開く。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされたときは、この限りでない。

(定足数)

第十二条 情報監視審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を聞き議決することができない。

(表決)

第十三条 情報監視審査会の議事については、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査)

第十四条 情報監視審査会が議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会からの審査の求め又は要請に係る事案を審査するには、その議決を要する。

2 情報監視審査会は、審査を行わないことを議決したときは、その旨を当該審査の求め又は要請をした議院若しくは委員会又は両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

第十五条 委員は、議題について、自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

(議長及び副議長の出席及び発言)

第十六条 議長及び副議長は、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。

(審査の要請をした委員会の委員長等の出席及び発言)

第十七条 情報監視審査会に審査の要請をした委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する理事のうちから互選された理事一人とあるのは「両議院の合同審査会に通知するものとする。

(委員の発言)

案の審査が行われるときに限り、情報監視審査会に出席し、及び発言することができる。この場合において、情報監視審査会に出席し、及び発言しようとする委員長(常任委員長を除く。)及び理事は、出席し、及び発言することについて、議院の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、両議院の合同審査会が情報監視審査会に審査の要請をした場合について準用する。この場合において、同項中、委員会の委員長並びに所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派に所属する理事のうちから互選された理事一人とあるのは「両議院の合同審査会の会長並びに衆議院議員である所属委員数の最も多い会派に所属する理事のうちから互選された理事一人及び当該会派以外の会派に所属する衆議院議員である理事のうちから互選された理事一人」と、「委員長(常任委員長を除く。)及び理事」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

(報告書の提出)

第十二条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

(特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲)

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)に規定する理事の互選については、衆議院規則に規定する理事の互選については、衆議院の長に対し、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

(報告書の提出)

第二十二条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

(特定秘密を利用し又は知ることができる者の範囲)

2 情報監視審査会は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、調査又は審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出することができる。

(傍聴)

3 議長は、前二項の報告書を公表するものとする。

(会議の秩序保持)

第十八条 国会法第二百二十九条及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和十二年法律第二百二十五号)第五条の四に規定する議院の議決により定める者は、前二条の規定により情報監視審査会に出席し、及び発言することができる者とする。

3 委員が情報監視審査会の秩序を乱す

(委員の派遣)

第十九条 情報監視審査会において、調査又は審査のため委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(特定秘密の提出又は提示)

第二十条 情報監視審査会は、調査又は審査のため必要があるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、必要な特定秘密の提出又は提示を求めることができる。

(勧告)

第二十一条 情報監視審査会は、調査の結果に基づき必要があると認めるときは、議長を経由して、行政機関の長に対し、勧告を行うことができる。

(勸告)

第二十二条 情報監視審査会は、議長を経由して、国会法第一百二条の十六第一項の勧告の結果とられた措置について、行政機関の長に対し報告を求めることができる。

(報告書の提出)

第二十三条 情報監視審査会は、毎年一回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとする。

(報告書の提出)

第二十四条 会長は、情報監視審査会の議事を整理し難いとき又は懲罰事犯があるときは、休憩を宣告し、又は散会することができる。

第二十五条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に提出することができる。この動議は、事犯があつた日から三日以内にこれを提出しなければならない。

(懲罰事犯の報告等)

第二十六条 情報監視審査会において生じた事犯については、次の国会の召集の日から三日以内に、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。

(報告書の提出)

第二十七条 行政機関の長から情報監視審査会又は議院若しくは委員会若しくは両議院の合同審査の品位を傷つけるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させる。命に從わないときは、会長は、当日の情報監視審査会を終わるまで発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

査会（会長が衆議院議員であるものに限る。）に提出された特定秘密は、情報監視審査会において保管するものとする。

（特定秘密の閲覧）

第二十八条 委員は、情報監視審査会に提出され、保管されている特定秘密については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

（会議録）

第二十九条 情報監視審査会は、会議録を作成し、会長及び委員がこれに署名し、議院に保存する。

2 会議録には、出席者の氏名、会議に付した案件の件名、議事、表決の数、報告書その他重要な事項を記載しなければならない。

3 会議録は、これを印刷して配付することをしない。

4 前項の規定にかかわらず、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、これを印刷して各議員に配付する。ただし、第二十三条の規定により会長が取り消させた発言については、この限りでない。

第三十条 情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員は、情報監視審査会の会議録については、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の

調査又は審査に必要な範囲で、その閲覧をすることができる。

（特定秘密等の漏えいに係る懲罰事犯の報告等）

第三十一条 情報監視審査会の会議録中特に秘密を要するものと情報監視審査会で決議した部分

又は情報監視審査会に提出され若しくは提示された特定秘密を他に漏らした者に対する懲罰事犯の報告等

（平成二十六年法律第 号）の施行の日から施

長は、これを議長に報告し処分を求めなければならない。

2 前項の場合において、会長が処分を求めないときは、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。

3 閉会中生じた第一項の事犯については、次の国会の召集の日から三日以内に、委員の三分の一以上から懲罰の動議を提出することができる。

（事務局）

第三十二条 情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

1 設置の趣旨

情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものとすること。

第三十三条 事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対しても協力を求めることができる。

（準用）

（一）審査会は、八人の委員で組織することとし、委員は、会期の始めに各会派の所属議員数の比率により、議院の議決により選任され、会長は、委員が互選すること。

（二）委員は、選任後遅滞なく、審査会の会議

の二、「第四十五条の三」、「第四十七条の二」、「第五十一条」、「第五十二条」、「第五十六条」、「第七十条」、「第八十五条の二及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附 則

この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日から施行する。

（三）委員が審査会の会議録中特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出・提示された特定秘密を他に漏らさないことを誓う旨の宣誓をしなければならないものとすること。

（四）議員が審査会の会議録中特に秘密を要するものと決議した部分又は審査会に提出・提示された特定秘密を他に漏らしたとき

は、会長は議長に報告し、処分を求めるとともに、それらを漏らしたことにより懲罰を科せられた者は、委員を解任されたものとする」と。

（五）審査会は、会期中・閉会中を問わず、いつでも開会することができるとともに、定足数は、委員の半数以上とし、表決には、出席委員の過半数を要すること。

（六）議長及び副議長並びに審査の要請をした委員会の委員長及び互選された理事は、審査会に出席し、及び発言することができる。

（七）この場合において、委員会の委員長及び互選された理事については、常任委員長を除き、出席し、及び発言すること。

（八）審査会は、毎年一回又は必要があると認めるとときは、調査・審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、議長に提出するものとすること。

2	(憲罰事犯の報告等)						
	第二十五条 会長は、情報監視審査会において、懲罰事犯があると認めたときは、これを議長に報告し処分を求めなければならない。						
	衆議院規則第二百三十五条の規定は、情報監視審査会における憲罰事犯について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは、「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。						
	前項の場合において、会長が処分を求めるべきときは、委員の三分の一以上から憲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯が						

官 報 (号 外)

平成二十六年六月十三日 衆議院会議録第三十二号

八〇

明治三十五年三月三十日可

発行所	二東京都港區虎ノ門二丁目
電話	03(3587)4294
定価	一本一 (本体 三五四円)